

第3次四街道市男女共同参画推進計画(案)

四 街 道 市

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 重点項目等	1
(1) 重点項目設定の趣旨	1
(2) 重点項目の設定	1
(3) DV防止計画	2
5 めざす社会のすがた	2
6 体系図	3

第2章 計画の内容

計画の内容の見方	11
(1) 「男女共同参画」と「男女平等」の使い分けについて	11
(2) 事業の区分について	11
(3) グラフ中の表記について	11
課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	12
【指標と目標値】	14
●施策の方向 (1)市民の男女共同参画に対する理解の促進	14
●施策の方向 (2)男女平等を推進する教育・学習の充実	15
課題2 あらゆる分野における男女共同参画の実現	17
【指標と目標値】	19
●施策の方向 (1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進	19
●施策の方向 (2)労働の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	20
●施策の方向 (3)地域における男女共同参画の促進	21
課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進	23
【指標と目標値】	28
●施策の方向 (1)仕事と生活の両立のための環境づくり	28
●施策の方向 (2)仕事と生活の両立支援	29
●施策の方向 (3)家庭における男女共同参画の促進	30
課題4 男女の生涯を通じた健康づくりの支援	31
【指標と目標値】	33
●施策の方向 (1)男女共同参画の視点に立った健康支援	33
課題5 DV等の暴力の根絶	35
【指標と目標値】	39
●施策の方向 (1)DV防止と被害者支援（DV防止計画）	39
●施策の方向 (2)セクシュアル・ハラスメント等の暴力や性犯罪の防止	40

第3章 計画の推進

男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	43
【指標と目標値】	44
●施策の方向 (1)市における男女共同参画の推進	44
●施策の方向 (2)計画の推進体制の強化.....	45
●施策の方向 (3)計画の成果を挙げる進行管理	46

指標一覧

指標一覧.....	49
推移確認データ（年次）	52

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みを計画的に推進し、着実な進展を図ってきたところです。

しかしながら、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現など主要な課題について、一層の推進が求められる一方、少子高齢化の進行や防災意識の高まり、配偶者等からの暴力の防止と被害者への的確な対応に対する社会的要請の増大など、社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じています。

このような状況を踏まえ、本市は平成 25 年度まで推進してきた「第2次四街道市男女共同参画推進計画」の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「第3次四街道市男女共同参画推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- ①本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づき策定する計画です。また、国の「第3次男女共同参画基本計画」、「第3次千葉県男女共同参画計画」の趣旨を十分に踏まえるとともに、「四街道市総合計画」及び他分野の個別計画との整合性を図るものとしします。
- ②本計画の一部（DV対策関連分野）を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものとしします。

3 計画の期間

平成 26 年度から平成 33 年度までの8年間としします。

※社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとしします。

4 重点項目等

（1）重点項目設定の趣旨

計画を効果的に推進するため、社会状況や本市の現状を踏まえ、特に重点的に取り組むべき項目を「重点項目」として設定し、計画における位置づけを明確にします。

（2）重点項目の設定

●重点項目 1 市民の男女共同参画に対する理解の促進 【課題 1 施策の方向 (1)】

固定的性別役割分担意識は、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されたものです。その意識に基づく社会制度や慣行等の見直しに向けて、市民の理解を促進することは、

男女共同参画社会の実現に向けた土台づくりとして重要です。

●重点項目2 仕事と生活の両立支援 【課題3 施策の方向(2)】

ワーク・ライフ・バランスの実現により、一人ひとりが多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野への参画が可能となることから、その実現に向けた取り組みは男女共同参画をさらに推進することへとつながります。

(3) DV防止計画

配偶者等からの暴力が深刻な社会問題として認識され、DVに対する緊急的な対応が求められていることから、配偶者等からの暴力防止と被害者支援に関する施策を「DV防止法」に基づく市町村基本計画(以下「DV防止計画」という。)として位置づけることとし、DV防止と被害者支援の取り組みを明確にします。

5 めざす社会のすがた

本計画では、男女共同参画社会基本法の趣旨とこれまでの男女共同参画の推進に向けた本市の取り組みを踏まえ、次のとおり「めざす社会のすがた」を掲げ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの目標とします。

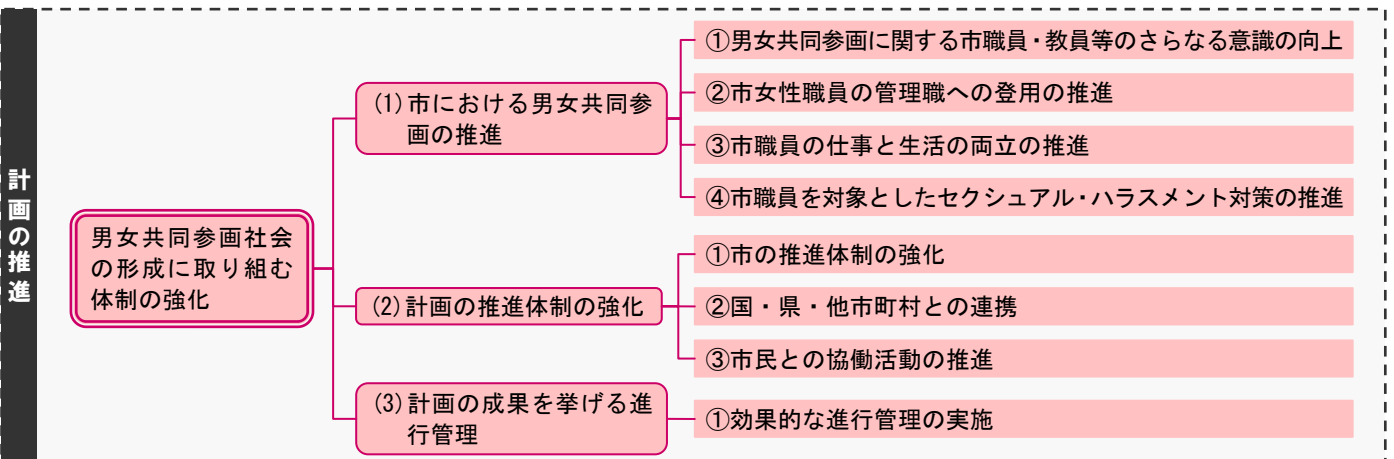
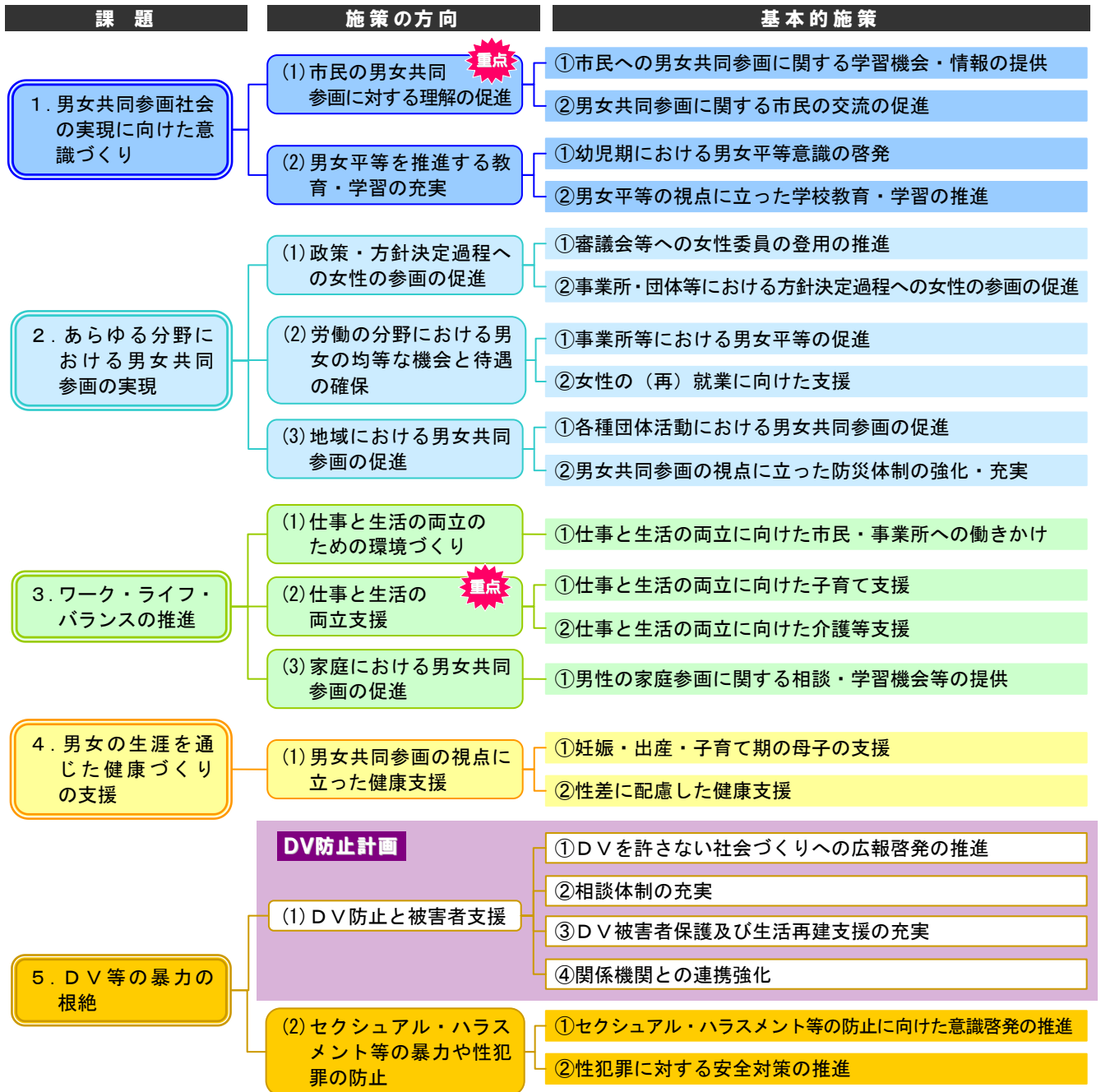
性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会

「めざす社会のすがた」については、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえながら、だれもがその意義を正しく理解し共有する必要があること、また、本計画が前計画における「めざす社会のすがた」の実現に向けた取り組みを継承、発展させるものであることから、本計画においても引き続き「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を「めざす社会のすがた」として掲げ、その実現に向け、積極的な取り組みを推進します。

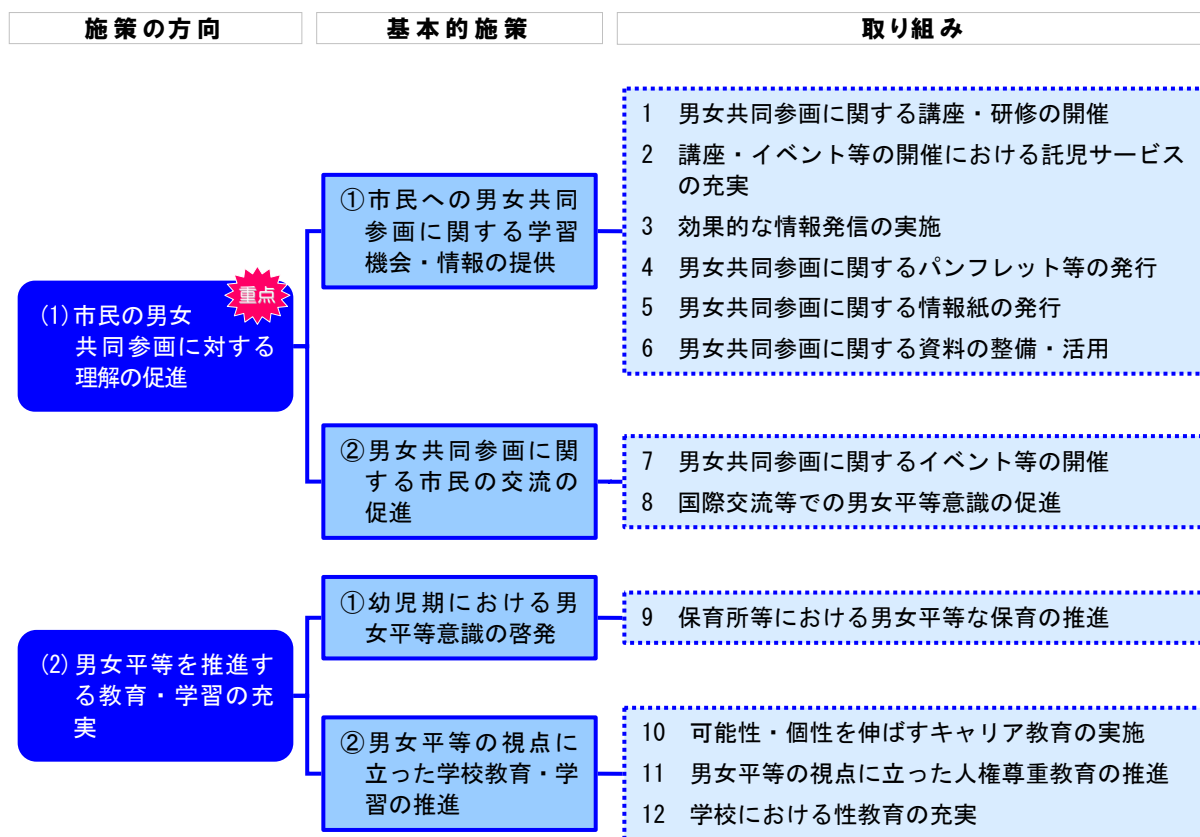
6 体系図

めざす
社会のすがた

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会



課題1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり



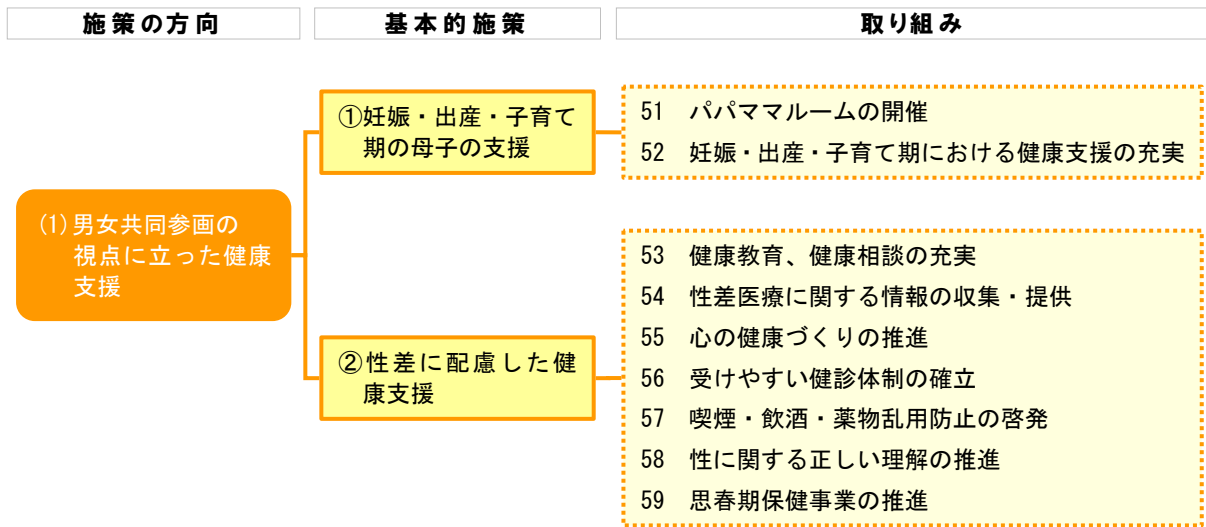
課題2. あらゆる分野における男女共同参画の実現

施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	① 審議会等への女性委員の登用の推進	13 女性委員登用にに向けたポジティブ・アクションの推進 14 出席しやすい審議会等の開催
	② 事業所・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進	15 事業所等における女性管理職登用の働きかけ 16 自営業者における男女の経営参画の啓発 17 農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ 18 農業における家族経営協定の締結促進 19 団体等の運営における男女共同参画の働きかけ
(2) 労働の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	① 事業所等における男女平等の促進	20 男女共同参画に関する事業所への普及・啓発 21 男女雇用機会均等法等の普及・啓発 22 パートタイム労働法・労働者派遣法の周知 23 男女共同参画に関する事業所の研修等への支援 24 公共工事におけるポジティブ・アクションの推進
	② 女性の(再)就業に向けた支援	25 チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施 26 就職・再就職に関する情報の提供 27 女性起業家の育成支援 28 職業能力・技術を習得する学習情報の提供
(3) 地域における男女共同参画の促進	① 各種団体活動における男女共同参画の促進	29 地域活動における男女共同参画の促進 30 シニアクラブにおける男女共同参画意識の啓発 31 市民活動団体等の支援、情報提供
	② 男女共同参画の視点に立った防災体制の強化・充実	32 多様なニーズに配慮した防災備蓄用品の整備 33 男女共同参画の視点に立った防災計画づくり 34 男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営 35 消防団への女性の入団促進

課題3. ワーク・ライフ・バランスの推進

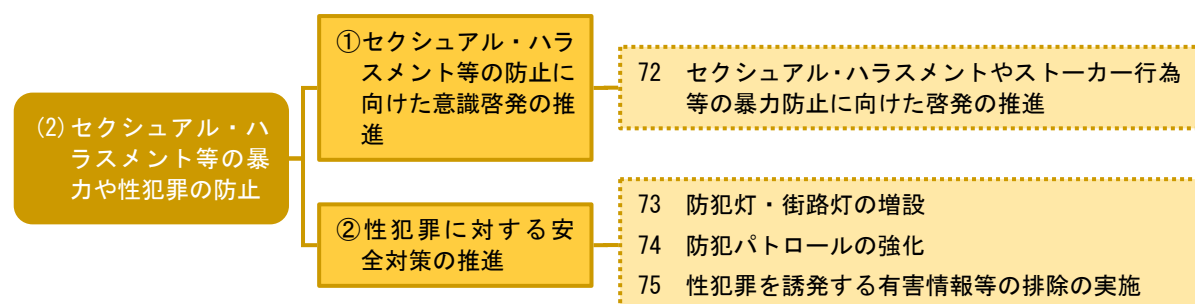
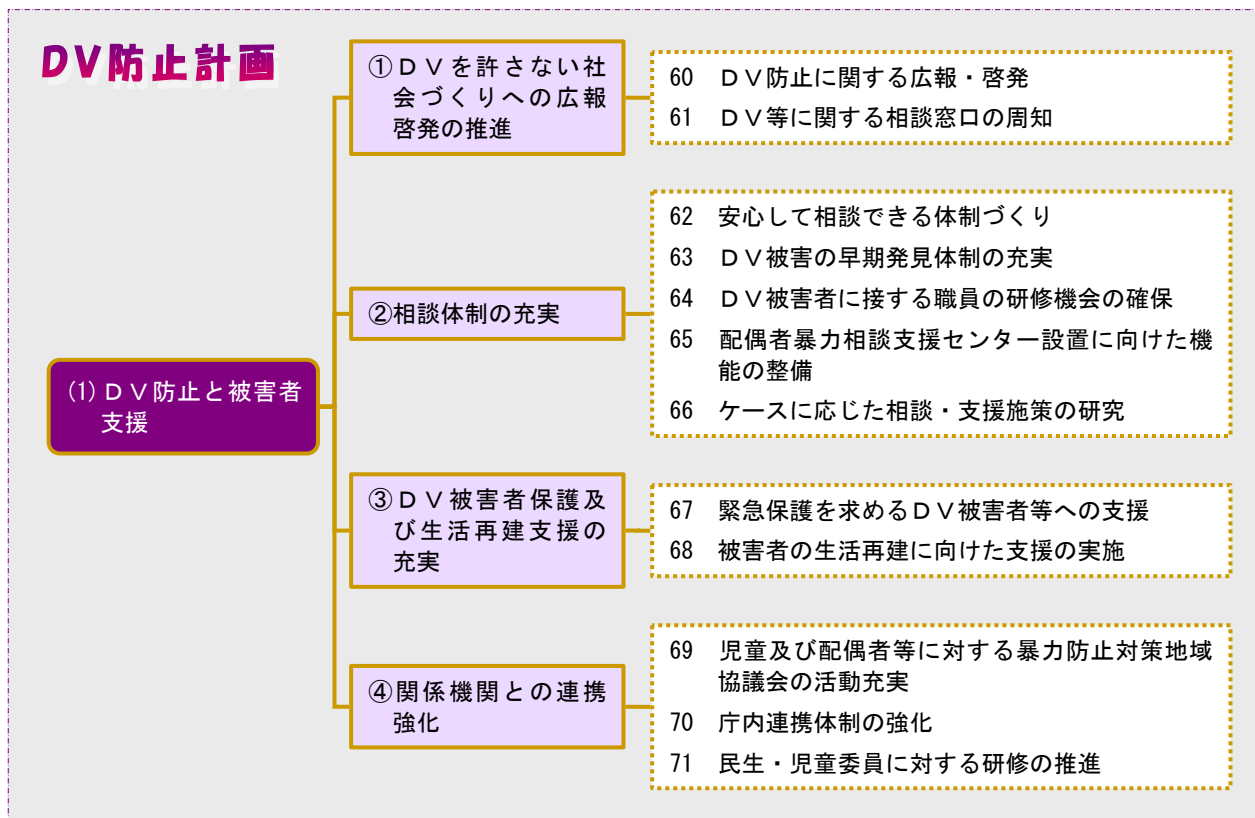
施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 仕事と生活の両立のための環境づくり	① 仕事と生活の両立に向けた市民・事業所への働きかけ	36 市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 37 事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 38 男女共同参画表彰制度の周知
(2) 仕事と生活の両立支援 重点	① 仕事と生活の両立に向けた子育て支援	39 保育サービスの充実 40 幼稚園における預かり保育の支援 41 ファミリー・サポート・センター事業の充実 42 こどもルーム（学童保育）の充実 43 ひとり親家庭への支援
	② 仕事と生活の両立に向けた介護等支援	44 介護保険制度の内容理解に向けた啓発 45 高齢者の介護に関する支援体制の充実 46 障害のある人に対する支援体制の充実
(3) 家庭における男女共同参画の促進	① 男性の家庭参画に関する相談・学習機会等の提供	47 男性の家庭参画を促す講座等の実施 48 育児・子育て講座等の開催 49 介護講座等の開催 50 子育て支援センターでの男性の利用促進

課題4. 男女の生涯を通じた健康づくりの支援



課題5. DV等の暴力の根絶

施策の方向	基本的施策	取り組み
-------	-------	------



男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 市における男女共同参画の推進	①男女共同参画に関する市職員・教員等のさらなる意識の向上	76 市職員への意識啓発の実施 77 教員等への意識啓発の実施 78 教員等の職務分担における固定化された性別役割分担の解消
	②市女性職員の管理職への登用の推進	79 能力向上、意識向上のための各種研修への女性職員の参加促進 80 女性管理職の育成・登用
	③市職員の仕事と生活の両立の推進	81 市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 82 市職員への育児・介護休業制度活用の普及・啓発
	④市職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント対策の推進	83 セクシュアル・ハラスメントに係る市職員への研修会の実施 84 セクシュアル・ハラスメントに係る市職員からの相談の実施
(2) 計画の推進体制の強化	①市の推進体制の強化	85 男女共同参画推進本部の充実 86 男女共同参画審議会の開催
	②国・県・他市町村との連携	87 国・県との連携 88 他市町村との連携
	③市民との協働活動の推進	89 市民参加による男女共同参画推進の拡充
(3) 計画の成果を挙げる進行管理	①効果的な進行管理の実施	90 男女共同参画推進計画の進行管理の実施 91 市民意識調査の実施 92 市職員の意識調査の実施 93 事業所意識調査の実施の検討

第2章 計画の内容

計画の内容の見方

(1) 「男女共同参画」と「男女平等」の使い分けについて

2つの用語の理念は同じですが、本計画においては、男女共同参画社会基本法に基づき、基本的に「男女共同参画」という用語を使用します。ただし、性別にかかわらず人権が等しく尊重されることを強調する箇所では「男女平等」という用語を使用します。

(2) 事業の区分について

基本的施策を展開するために実施する事業は、次の2つに区分しています。

- ・主目的事業：男女共同参画推進を主目的とする事業
- ・関連事業：男女共同参画推進が主目的ではないものの、事業の実施が男女共同参画推進に寄与する事業

(3) グラフ中の表記について

- ・%（パーセンテージ・百分率）表記の際は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。そのため、属性ごとの%の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・nは算出の分母（回答者総数）を表しています。
- ・複数回答（1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい設問）の場合、回答者総数を母数とし%を算出しているため、%の合計が100.0%にならない場合があります。

課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

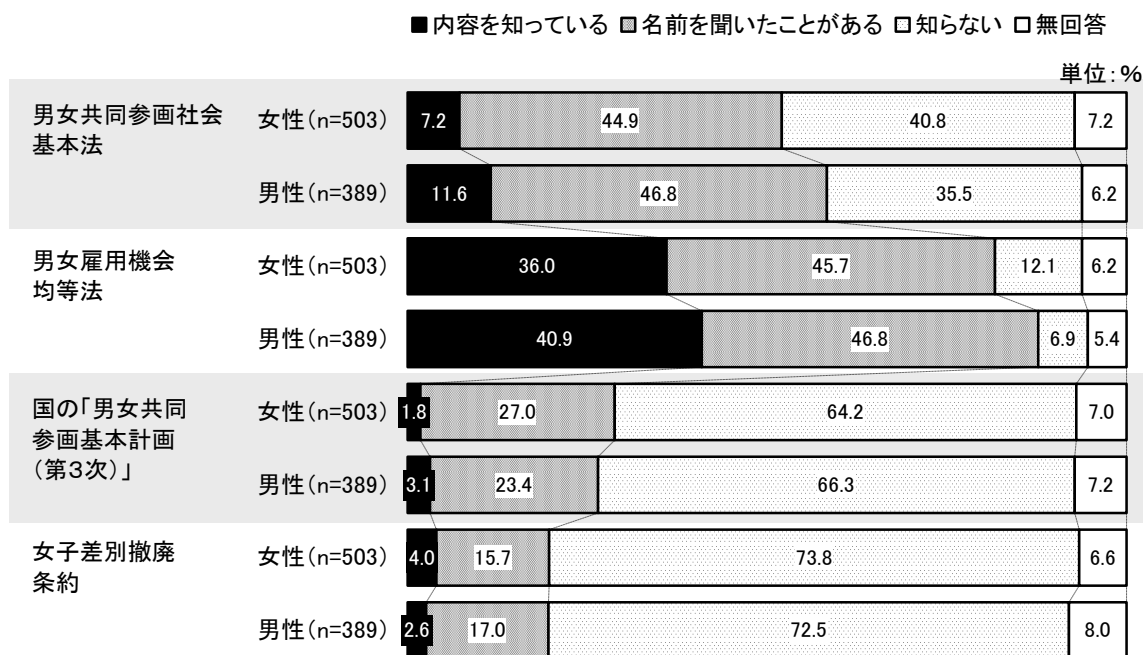
男女共同参画社会基本法の制定や男女雇用機会均等法の改正など、国では男女共同参画社会^{※1}の実現に向けて各種制度の整備が行われてきました。

このような動きとともに、今日では男女共同参画の実現に向けた機運が高まりつつあります。

しかし、これらの法制度が市民に十分に理解されているとは言いがたく、男性優遇という意識や固定的性別役割分担^{※2}意識は依然として根強く残っています。

このため、男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識の定着を図ります。

《男女共同参画に関する法律やことばの認知度》



※男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

※女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する条約

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

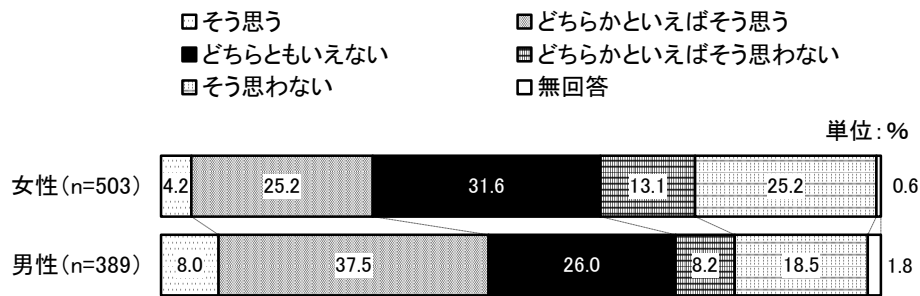
※1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。（内閣府 男女共同参画関連用語集より）

※2 固定的性別役割分担

「男は仕事・女は家庭」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。（内閣府 男女共同参画関連用語集より）

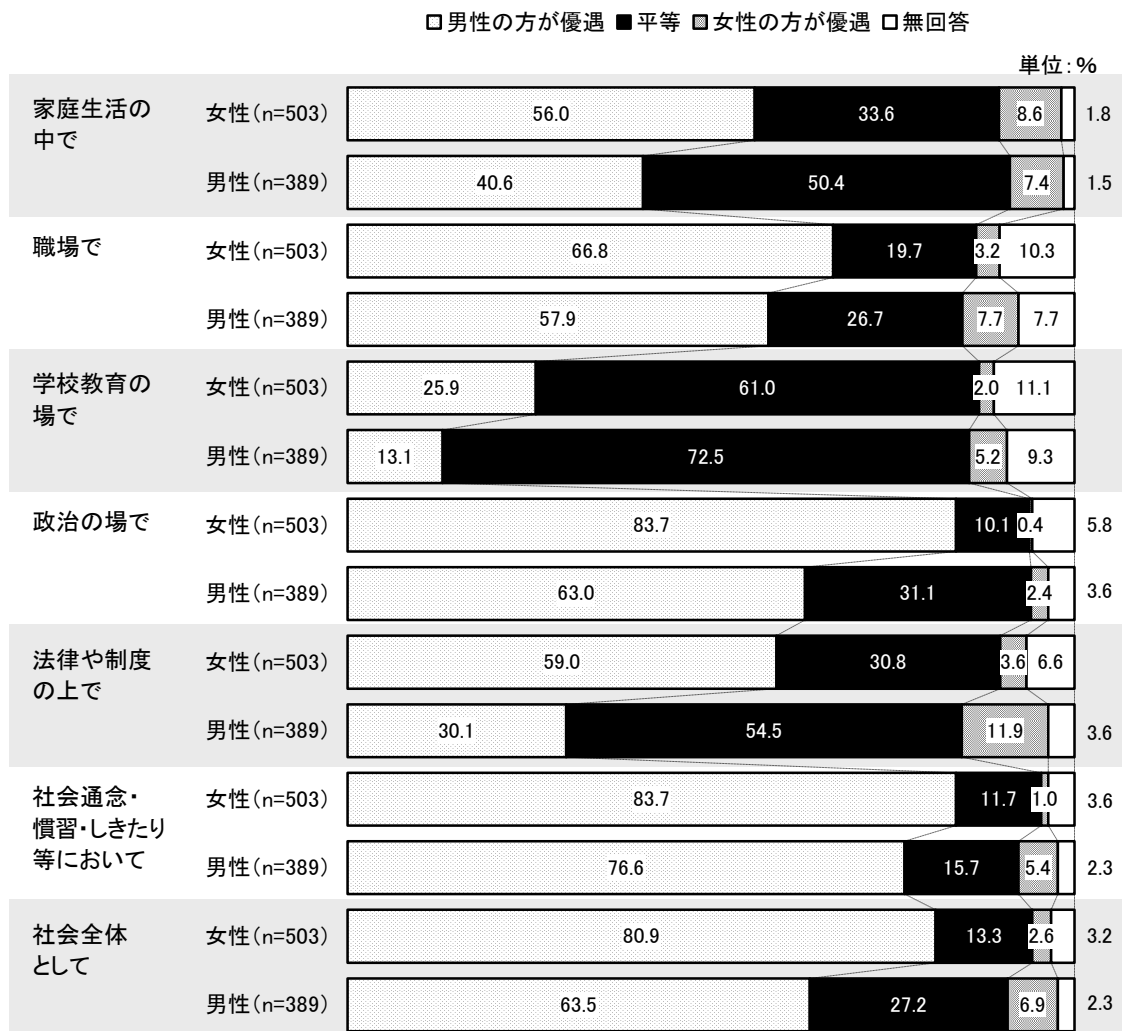
《「男は仕事、女は家庭」という考え方》



問：あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 24 年度）より作成

《男女の地位の平等感》



※女性の方が優遇＝「女性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」
 男性の方が優遇＝「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 24 年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	社会全体の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 13.3% 男性 27.2% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 女性 21.0% 男性 32.0%	【H32年度】 女性 22.0% 男性 33.0%
b	家庭生活の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 33.6% 男性 50.4% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 女性 43.0% 男性 57.0%	【H32年度】 女性 44.0% 男性 58.0%
c	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 11.7% 男性 15.7% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 女性 18.0% 男性 28.0%	【H32年度】 女性 19.0% 男性 29.0%
d	職場の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 19.7% 男性 26.7% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 女性 27.0% 男性 34.0%	【H32年度】 女性 28.0% 男性 35.0%
e	学校教育の場で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 61.0% 男性 72.5% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 女性 69.0% 男性 76.0%	【H32年度】 女性 71.0% 男性 78.0%

●施策の方向 (1) 市民の男女共同参画に対する理解の促進

男女共同参画社会の実現に向けた土台づくりとなる、市民一人ひとりの意識づくりを推進します。

だれもが参加しやすい講座や研修会を開催することにより、市民の一層の参加を促すとともに、近年の新たな情報伝達手段の発達を踏まえ、これまで以上に多様なメディアを通じて、市民に男女共同参画に関する情報を発信します。また、イベントや国際交流を通じて男女共同参画意識の醸成を促進します。

基本的施策 ①市民への男女共同参画に関する学習機会・情報の提供

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
1	男女共同参画に関する講座・研修の開催	男女共同参画に関するだれもが参加しやすい講座や研修を開催します。	政策推進課	主目的事業
2	講座・イベント等の開催における託児サービスの充実	講座・イベント等の開催において、託児サービスを充実することにより子育て世代の男女の参加を促進します。	政策推進課	主目的事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
3	効果的な情報発信の実施	男女共同参画に関する施策等について、市政だより、ホームページをはじめ、さまざまなメディアを活用して情報発信するとともに感想、意見の収集に努めます。また、若い世代の男女に対する意識啓発を図るため、インターネットを介した情報発信手段の活用について検討します。	政策推進課	主目的事業
4	男女共同参画に関するパンフレット等の発行	男女共同参画に関するパンフレット等を配布します。	政策推進課	主目的事業
5	男女共同参画に関する情報紙の発行	市民との協働により情報紙を発行します。	政策推進課	主目的事業
6	男女共同参画に関する資料の整備・活用	男女共同参画に関する図書やDVD等を整備し、活用を図ります。	図書館 政策推進課	主目的事業

基本的施策 ②男女共同参画に関する市民の交流の促進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
7	男女共同参画に関するイベント等の開催	男女共同参画に関するイベント等を開催します。また、開催にあたっては、広く周知に努めます。	政策推進課	主目的事業
8	国際交流等での男女平等意識の促進	姉妹都市交流を中心として、異文化を理解し、互いを尊重しあう国際感覚の醸成を促進します。	秘書広報課	関連事業

●施策の方向 (2)男女平等を推進する教育・学習の充実

子どもの頃から男女平等に対する意識に触れ、男女ともに自分自身で考えて行動できる能力を養う教育を推進します。

「男らしさ」、「女らしさ」にとらわれることなく、一人ひとりの子どもの可能性を伸ばすため、保育所等から小・中学校まで成長段階に応じた男女平等の視点に立った教育・学習を展開します。また、人権尊重教育やキャリア教育などを通じて、性別にかかわらず主体的な進路選択を可能とする意識を育みます。

基本的施策 ①幼児期における男女平等意識の啓発

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
9	保育所等における男女平等な保育の推進	不要に男女を区別することがないように保育を行います。また、幼稚園協会との連携を図りながら、幼稚園に対しても働きかけを行います。	こども保育課	関連事業

基本的施策 ②男女平等の視点に立った学校教育・学習の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
10	可能性・個性を伸ばすキャリア教育の実施	男女平等の視点に配慮した進路指導や職場体験を実施し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	指導課	関連事業
11	男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	指導課	関連事業
12	学校における性教育の充実	児童生徒が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習を実施します。	指導課	関連事業

課題2 あらゆる分野における男女共同参画の実現

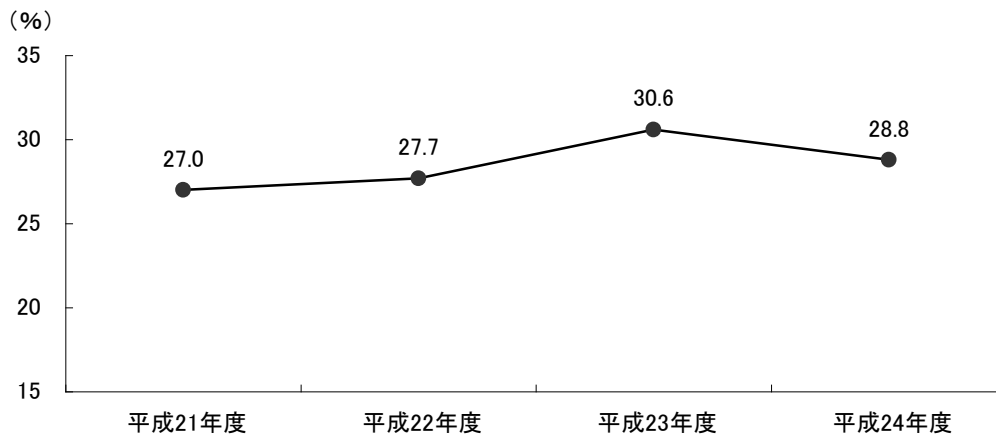
男女雇用機会均等法等の法制度の充実により、女性の働く環境は徐々に改善されつつあります。また、市の審議会への女性の参画も進みつつあります。

しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ十分ではありません。地域活動においても、運営上の役割に性別による偏りがあるケースが少なくありません。

また、東日本大震災の経験を通して、災害対応や復興に女性の参画が不可欠であることが浮き彫りになりました。

このため、さまざまな分野への女性の参画を促進するとともに、男女が対等に活躍できる環境づくりを進めます。

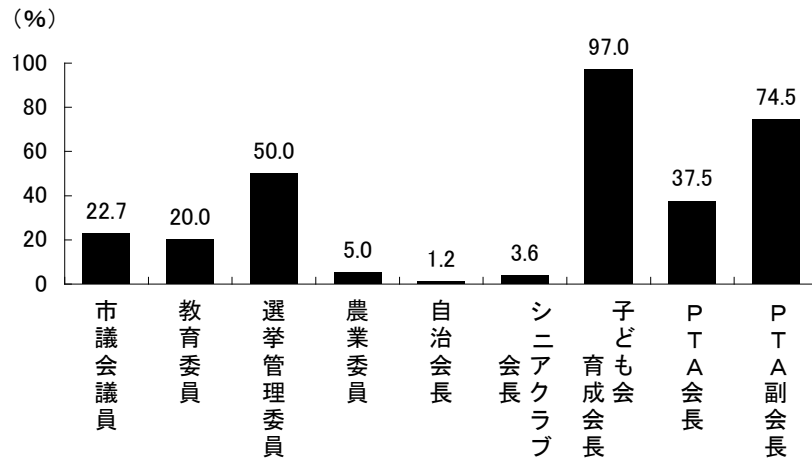
《審議会等委員に占める女性の割合》



※各年度3月31日現在。

■市資料より作成

《各種委員会、団体等委員に占める女性の割合》

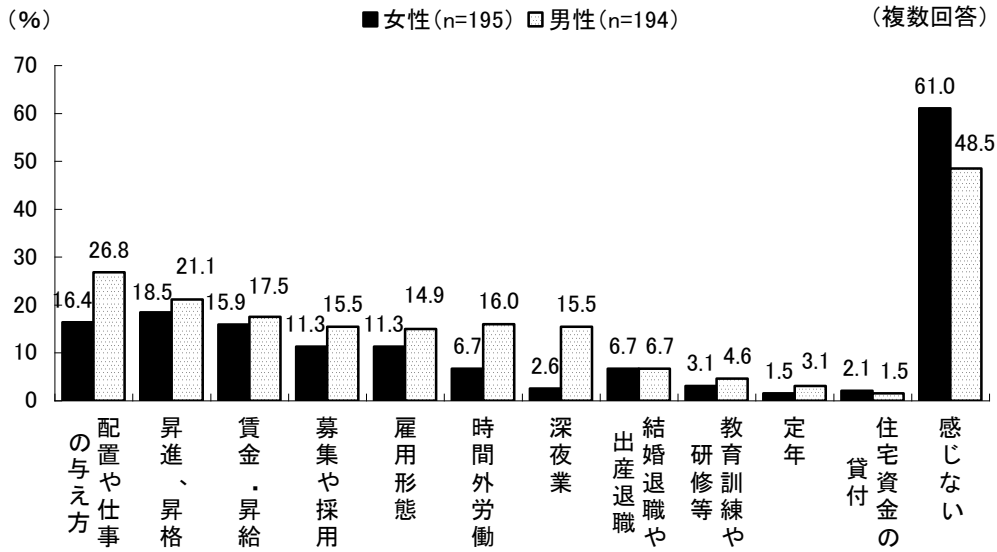


総委員数(人)	22	5	4	20	82	55	33	16	51
女性委員数(人)	5	1	2	1	1	2	32	6	38

※平成 24 年度末現在。

■市資料より作成

《職場における性別による格差があるもの》



※現在、仕事をしている人に対して、職場での性別による格差の有無を調査したもの。

※「無回答」を除き再計算。

■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 24 年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	審議会等委員に占める女性の割合	28.8% H24年度末現在	【H27年度】 30.0%	【H30年度】 35.0%
b	女性委員ゼロの審議会等の割合	14.3% H24年度末現在	【H33年度】 年々減少しゼロに近づける	
c	家族経営協定※1(20ページ参照)締結農家数	14戸 H24年度末現在	【H33年度】 年々増加する (年1戸以上増加する)	
d	女性の社会的チャレンジ支援の講座の実施回数	1回 H24年度	【H33年度】 年1回以上実施する	
e	女性消防団員数	8人 H25年4月1日現在	【H34年4月1日現在】 10人	

●施策の方向 (1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

あらゆる分野において男女が多様な視点から対等の立場で参画できるように、意思決定の場への女性の参画を促進します。

審議会等において女性委員の積極的な登用を進めます。また、事業所等への女性管理職登用の働きかけを行うとともに、家族的経営を基本とした自営業、農業における女性の経営参画を促します。さらに、地域活動における運営上の役割において性別による偏りが解消されるよう働きかけます。

基本的施策 ①審議会等への女性委員の登用の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
13	女性委員登用に向けたポジティブ・アクション※の推進	所管課等への働きかけや、審議会等委員情報の整備・活用により、各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。	行革推進課 政策推進課	主目的事業
14	出席しやすい審議会等の開催	性別や家事・仕事にかかわらず、審議会等への出席をやすくするため、曜日や時間、場所等に配慮した開催に努めます。	行革推進課	関連事業

※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。（内閣府 男女共同参画関連用語集より）

基本的施策 ②事業所・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
15	事業所等における女性管理職登用の働きかけ	性別にかかわらず優秀な人材を登用できる環境づくりについて、事業所等へPRします。	産業振興課	主目的事業
16	自営業者における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本とした自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発に取り組みます。	産業振興課	主目的事業
17	農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ	農業経営等に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	産業振興課	主目的事業
18	農業における家族経営協定 ^{※1} の締結促進	家族経営を基本とした農業において、経営の方針や役割分担、就業条件・就業環境を明確化する家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課	関連事業
19	団体等の運営における男女共同参画の働きかけ	自治会、子ども会及びPTA等の団体において、組織の運営上の役割に性別の偏りが生じないような働きかけを行います。	自治振興課 社会教育課	関連事業

●施策の方向 (2)労働の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

働く場における男女平等の実現のため、事業所の男女共同参画に対する理解と実践を促します。また、起業や就業を希望する女性を支援します。

基本的施策 ①事業所等における男女平等の促進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
20	男女共同参画に関する事業所への普及・啓発	商工会との連携を図りながら、事業所等への普及・啓発を行います。	産業振興課	主目的事業
21	男女雇用機会均等法等の普及・啓発	商工会との連携を図りながら、事業所等への普及・啓発を行います。	産業振興課	主目的事業
22	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知	商工会との連携を図りながら、事業所等への周知を行います。	産業振興課	関連事業
23	男女共同参画に関する事業所の研修等への支援	事業所が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。	産業振興課	主目的事業
24	公共工事におけるポジティブ・アクションの推進	総合評価方式 ^{※2} による入札の際に、主任（監理）技術者になりうる女性技術者を雇用している企業に対して評価点の加算を行います。	契約課	主目的事業

※1 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。（農林水産省ホームページより）

※2 総合評価方式

公共工事の入札にあたり、「価格」に加え、企業の「技術的要素」を総合的に評価し、数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とする方式です。（四街道市総合評価方式試行ガイドラインより）

基本的施策 ②女性の（再）就業に向けた支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
25	チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施	就職・再就職を目指す女性を対象に、支援講座等を開催します。	政策推進課 家庭支援課 産業振興課	主目的事業
26	就職・再就職に関する情報の提供	就職・再就職を目指す女性に情報提供を行います。	産業振興課	関連事業
27	女性起業家の育成支援	各種情報の提供や相談業務の実施により、女性起業家の育成・支援に努めます。	産業振興課	関連事業
28	職業能力・技術を習得する学習情報の提供	リーフレット等の窓口への備え付けや市広報を通じたPRを図ります。	産業振興課	関連事業

●施策の方向 (3)地域における男女共同参画の促進

自治会、子ども会、PTAなどによる地域活動の場において、男女共同参画意識の浸透を図ることにより、だれもが活動に参加しやすくなるよう働きかけます。また、今後発生が想定される大規模災害の対応にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、防災の分野において女性の積極的な参画を進めます。

基本的施策 ①各種団体活動における男女共同参画の促進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
29	地域活動における男女共同参画の促進	自治会、子ども会及びPTAによる地域活動において、男女共同参画意識の浸透を図るためのPRを行います。	自治振興課 社会教育課	関連事業
30	シニアクラブにおける男女共同参画意識の啓発	シニアクラブの高齢者の活動において、男女が共同参画できる環境や意識づくりへの働きかけを行います。	福祉政策課	関連事業
31	市民活動団体等の支援、情報提供	ボランティアやNPO等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、だれもが活動しやすい環境を作っていくとともに、情報の提供等を推進します。	政策推進課	関連事業

基本的施策 ②男女共同参画の視点に立った防災体制の強化・充実

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
32	多様なニーズに配慮した防災備蓄用品の整備	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した防災備蓄用品の整備を進めます。	危機管理室	関連事業
33	男女共同参画の視点に立った防災計画づくり	防災計画見直しにあたっては、男女共同参画の視点を反映します。	危機管理室	関連事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
34	男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営	災害発生時における避難所の開設・運営にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。	危機管理室	関連事業
35	消防団への女性の入団促進	イベント等においてPRを実施するなど、男女共同参画の視点から女性の消防団への入団を働きかけます。	消防本部 総務課	関連事業

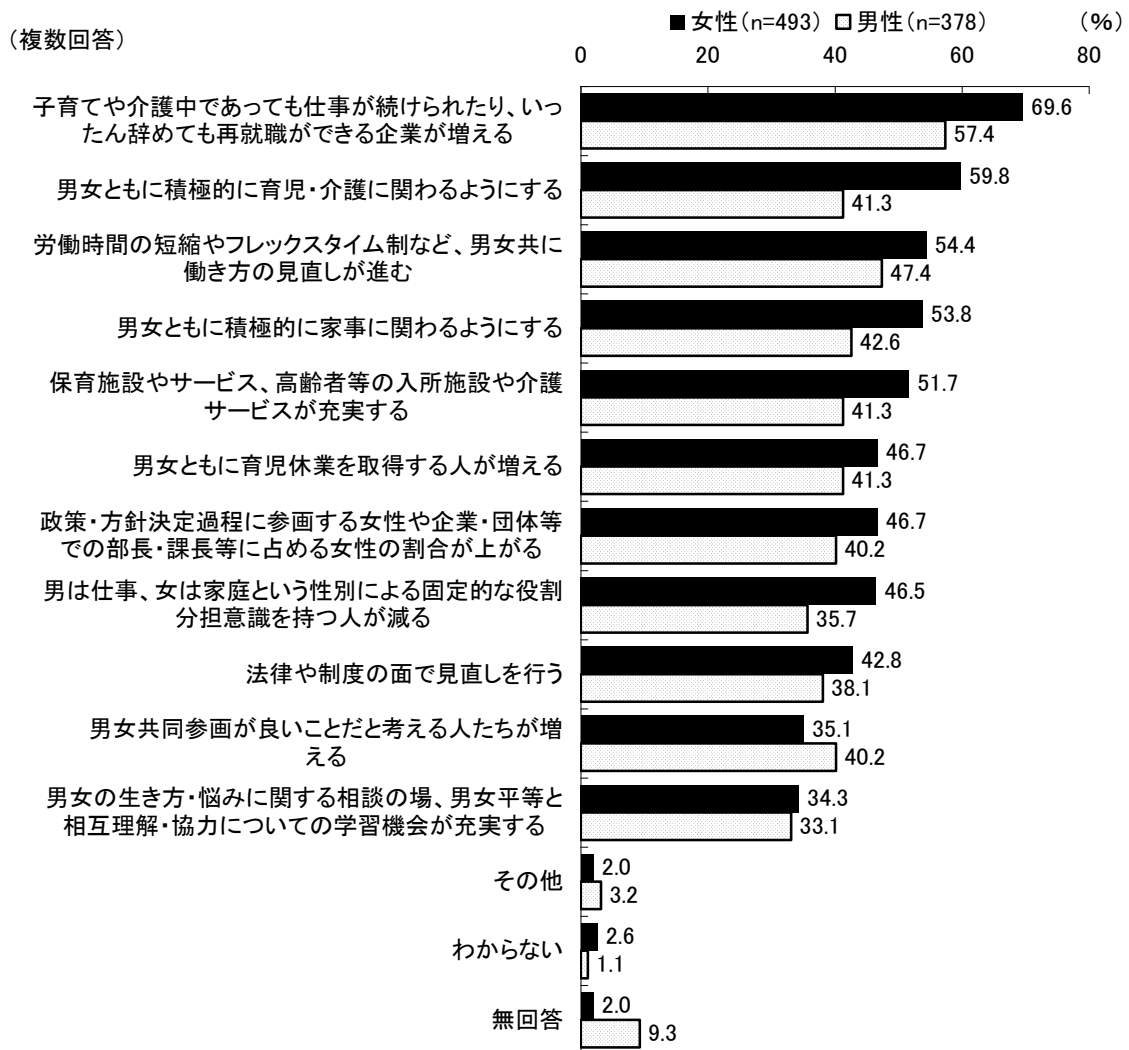
課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス※(24ページ参照)の実現に向けて、政府、経済界、労働界を挙げて長時間労働の改善など働き方の見直しや、男性の子育てへの参画など、さまざまな取り組みが進められており、男性が家事や子育てを担うことに対する社会の意識は、以前に比べて大きく変化しています。

しかし、実際には固定的性別役割分担意識により、男性は仕事中心となることが多く、家庭生活や地域生活とのかかわりが希薄になりがちです。そのことにより、家庭における家事・子育て・介護等の多くは女性が担っているのが現状です。

このため、男女がともに仕事と生活をバランスよく両立することにより、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

《男女共同参画社会の実現のために必要なこと》

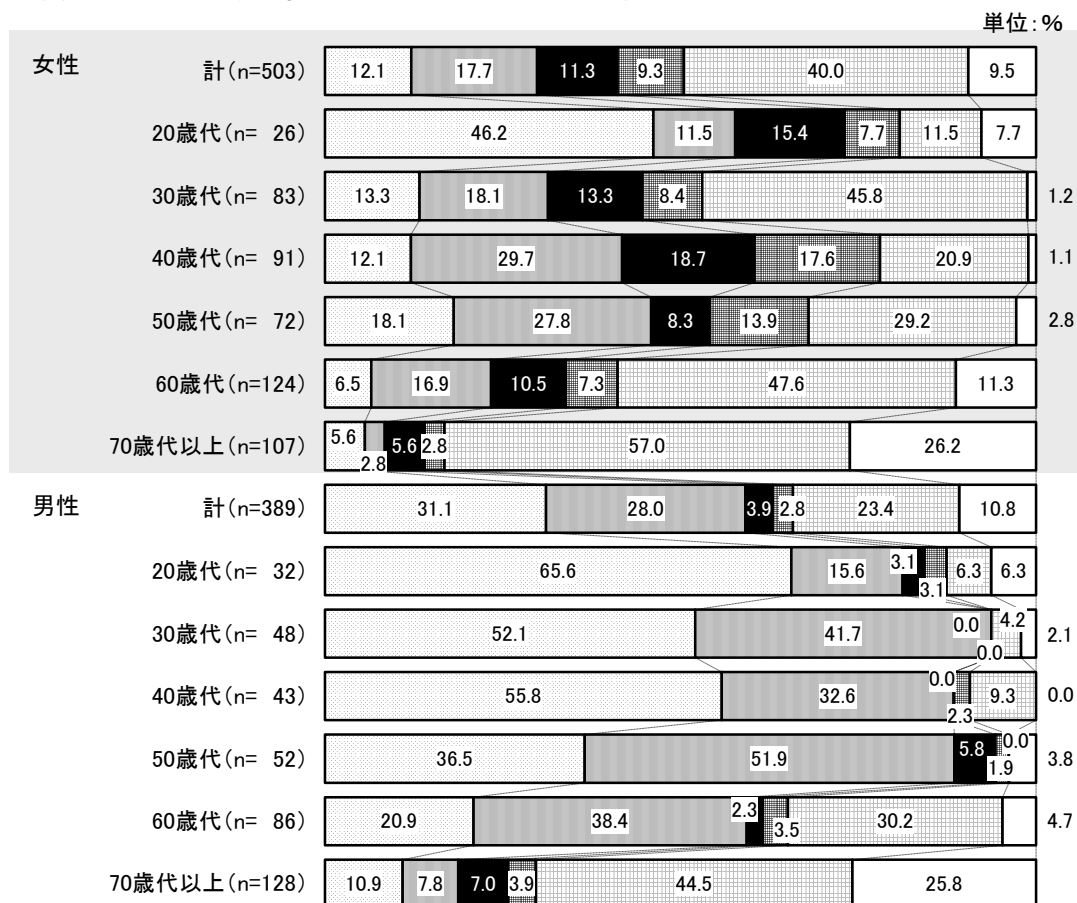


※男女共同参画社会の実現について、「とても良いことだと思う」「まあ良いことだと思う」「どちらとも言えない」と回答した人に対する設問。

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査(平成24年度)より作成

◀ 「仕事」「家庭生活」「町内会・ボランティア等の地域活動」への関わり方 ▶

- ほぼ仕事に専念
- 家庭生活や地域活動と仕事に同じくらい携わっている
- ほぼ家庭生活や地域活動に専念
- ▣ 家庭生活や地域活動にも携わっているが、仕事を優先
- ▤ 仕事にも携わっているが、家庭生活や地域活動を優先
- 無回答



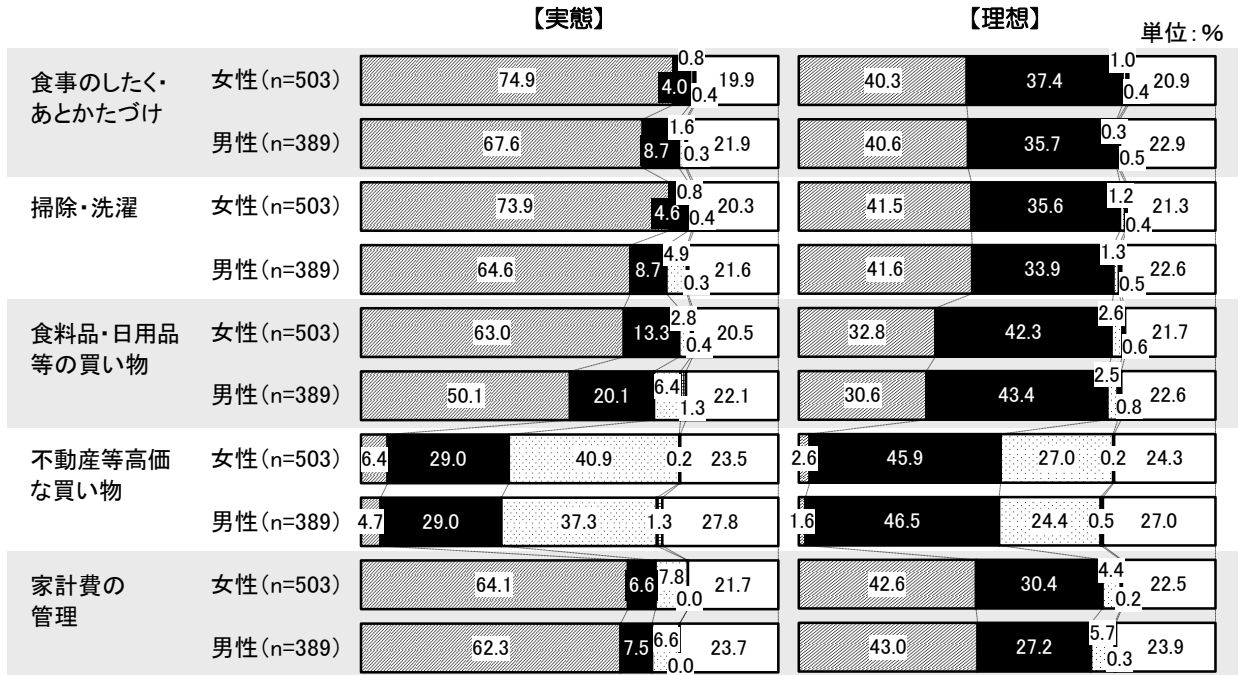
■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 24 年度）より作成

※ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

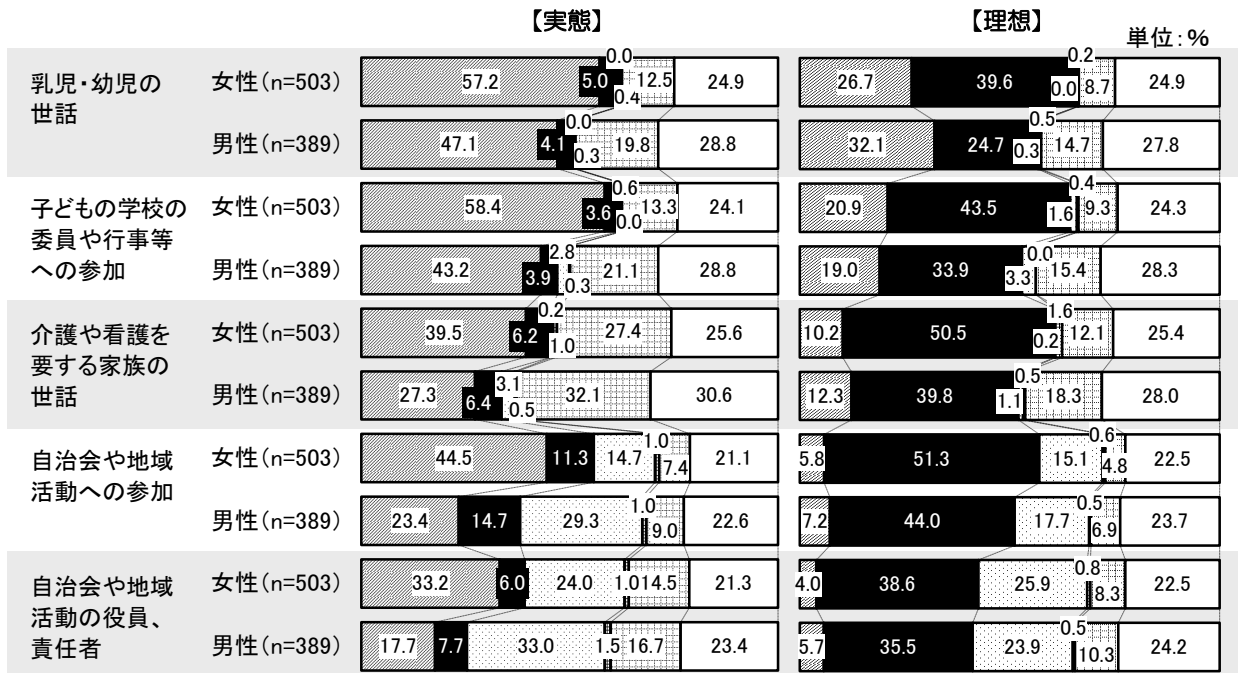
仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方を選択できるようにすることです。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれています。（第3次千葉県男女共同参画計画より）

《家事の分担について》

□主に妻 ■夫婦とも同じ程度 □主に夫 ■夫婦以外の人 □無回答



□主に妻 ■夫婦とも同じ程度 □主に夫 ■夫婦以外の人 □該当なし □無回答



※現在、配偶者等パートナーと暮らしている人に対して、家事等を誰がしているかを調査したもの。

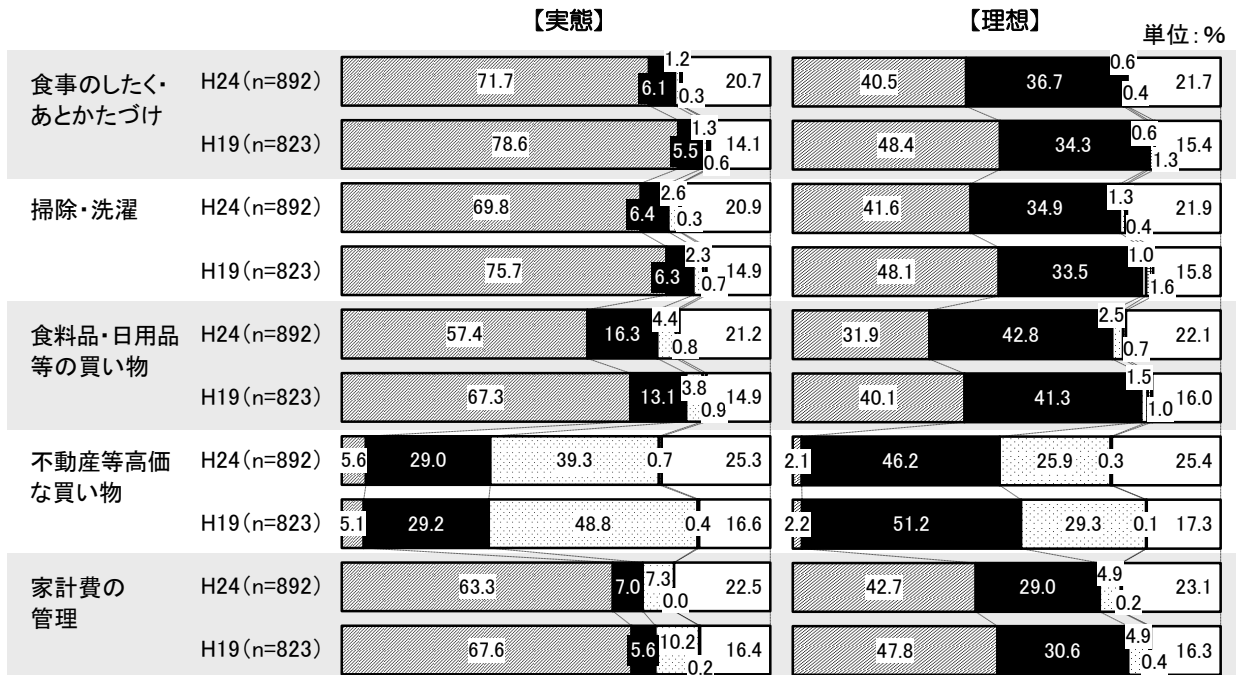
※主に妻 = 「ほとんど妻」 + 「どちらかといえば妻」

主に夫 = 「ほとんど夫」 + 「どちらかといえば夫」

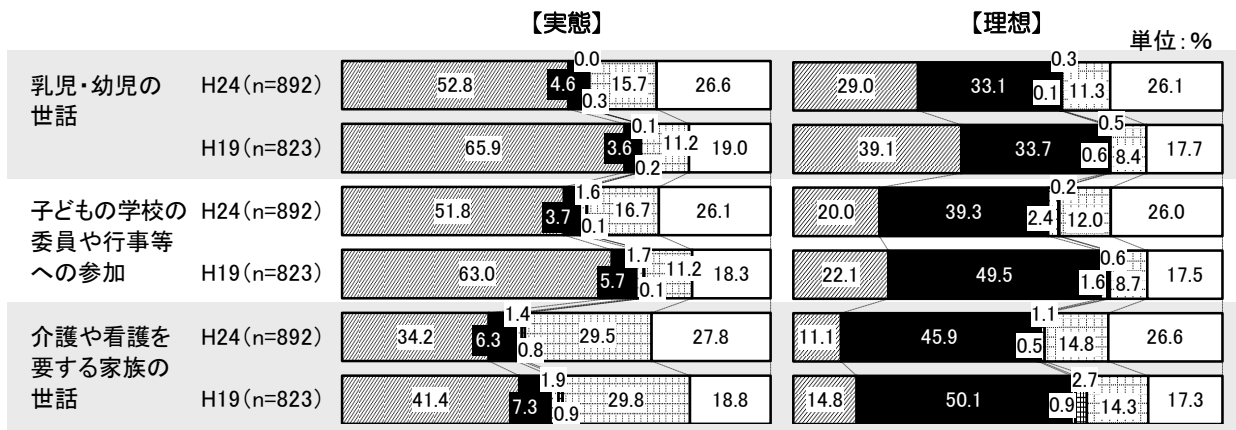
■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

《家事の分担について：時系列比較》

□主に妻 ■夫婦とも同じ程度 □主に夫 ■夫婦以外の人 □無回答



□主に妻 ■夫婦とも同じ程度 □主に夫 ■夫婦以外の人 □該当なし □無回答



※現在、配偶者等パートナーと暮らしている人に対して、家事等を誰がしているかを調査したもの。

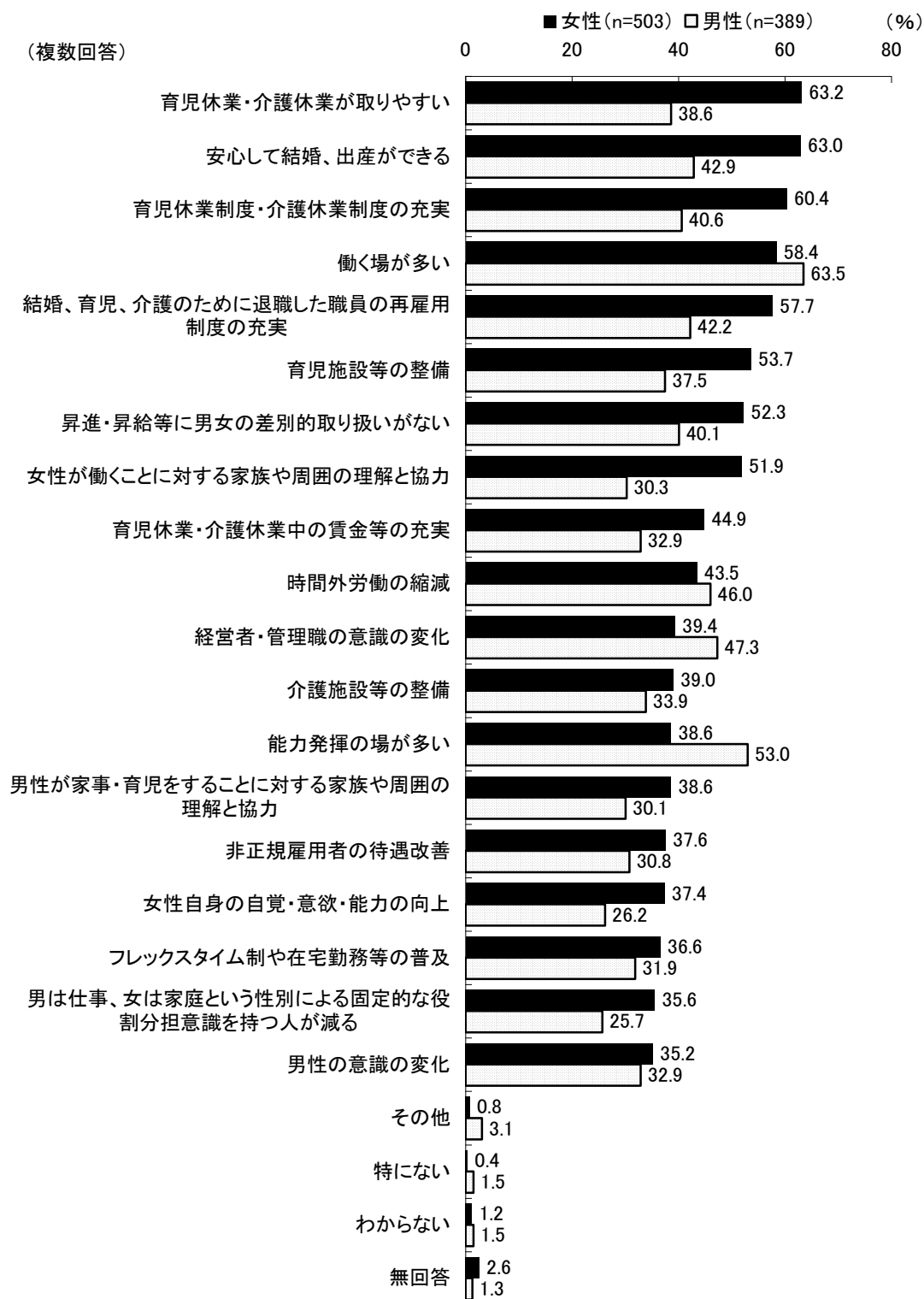
※主に妻＝「ほとんど妻」＋「どちらかといえば妻」

主に夫＝「ほとんど夫」＋「どちらかといえば夫」

※『自治会や地域活動への参加』『自治会や地域活動の役員、責任者』は平成19年度調査なし。

■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成19年度、平成24年度）より作成

《働きやすい環境づくりのために必要なこと》



問：あなたが、男性ならば男性にとって、女性ならば女性にとって働きやすい環境づくりには、どのようなことが必要だと思いますか。

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	19.3% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 30.0%	【H32年度】 37.0%
b	家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合	女性 80.8% 男性 69.9% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 女性 85.0% 男性 73.0%	【H32年度】 女性 87.0% 男性 76.0%
c	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の担当者が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合	女性 4.3% 男性 8.7% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 女性 5.0% 男性 9.0%	【H32年度】 女性 6.0% 男性 10.0%
d	子ども家庭福祉に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	16.2% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに 増加する	【H33年度】 調査ごとに 増加する
e	保育所入所待機児童数	36人 H25年4月1日現在	【H31年4月1日現在】 0人	

●施策の方向 (1)仕事と生活の両立のための環境づくり

男女がともに自分らしい生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の定着や職場環境の整備について、市民や事業所に積極的に働きかけます。市民向けの講座の開催や事業所等に対する意識啓発に取り組むなど、仕事と生活の両立が可能となるための環境づくりを進めます。

基本的施策 ①仕事と生活の両立に向けた市民・事業所への働きかけ

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
36	市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	講座の開催等、関係部署との連携により、市民への意識啓発に取り組めます。	政策推進課	主目的事業
37	事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	関係部署との連携により、事業所への意識啓発に取り組めます。	産業振興課	主目的事業
38	男女共同参画表彰制度の周知	厚生労働省の均等・両立推進企業表彰及び千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度を周知し、よりよい取り組みができるよう促進します。	産業振興課 政策推進課	主目的事業

●施策の方向 (2) 仕事と生活の両立支援

子育てや介護等を行う男女が仕事と生活を両立できるよう、必要な情報提供を行うとともに、相談・支援体制を充実させます。

時間外保育や病児・病後児保育など多様化するニーズに対応する保育サービスの提供や民間活力の導入による保育施設の充実に努めます。また、高齢者や障害のある人に対する相談体制を充実するとともに、支援制度を周知し、サービスの利用を促進します。

基本的施策 ①仕事と生活の両立に向けた子育て支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
39	保育サービスの充実	時間外保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実に努めます。また、民間活力の導入を中心とした保育施設の充実と認可外保育所を利用する世帯への助成拡充により、待機児童の解消に努めます。	こども保育課	関連事業
40	幼稚園における預かり保育の支援	幼稚園において、保育開始時間前及び時間終了後に行う預かり保育の充実に努めるための支援に努めます。	こども保育課	関連事業
41	ファミリー・サポート・センター※(30ページ参照)事業の充実	相互援助や組織の活用を行い、サービスメニューの拡大等や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実に努めます。	こども保育課	関連事業
42	こどもルーム(学童保育)の充実	働く親が安心できるよう、こどもルーム(学童保育)の機能充実に努めます。	こども保育課	関連事業
43	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援員による就業支援体制の充実に努め、ひとり親家庭の自立を支援します。	家庭支援課	関連事業

基本的施策 ②仕事と生活の両立に向けた介護等支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
44	介護保険制度の内容理解に向けた啓発	介護保険制度の周知を図るため、広報掲載、パンフレット配布などの啓発を行います。	高齢者支援課	関連事業
45	高齢者の介護に関する支援体制の充実	高齢者の介護についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	高齢者支援課	関連事業
46	障害のある人に対する支援体制の充実	障害のある人や家族の相談に対応し、必要な情報提供を行うとともに、支援サービスの利用を促進します。	障害者支援課	関連事業

●施策の方向 (3)家庭における男女共同参画の促進

これまで男性が担う機会が少なかった家事・子育て・介護等の家庭の分野について、男性の積極的な参画を促します。男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流の機会を提供します。

基本的施策 ①男性の家庭参画に関する相談・学習機会等の提供

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
47	男性の家庭参画を促す講座等の実施	男性が家庭に関わっていくことを支援する講座等を開催します。	政策推進課 社会教育課	主目的事業
48	育児・子育て講座等の開催	子育て中の男女が学習する講座等を開催します。	社会教育課	関連事業
49	介護講座等の開催	介護についての基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座等を開催します。	高齢者支援課	関連事業
50	子育て支援センターでの男性の利用促進	平日利用できないことの多い男性も利用しやすい運営を推進します。	こども保育課	関連事業

※ ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい」、「子育てのお手伝いをしたい」という人たちが会員となって、子育てがたいへんな時に地域で支援し合うサポートシステムのことです。本市では、「保育園・幼稚園までの送迎」や「保護者の病気や急用等の場合の子どもの預かり」などの支援を行っています。(市ホームページより)

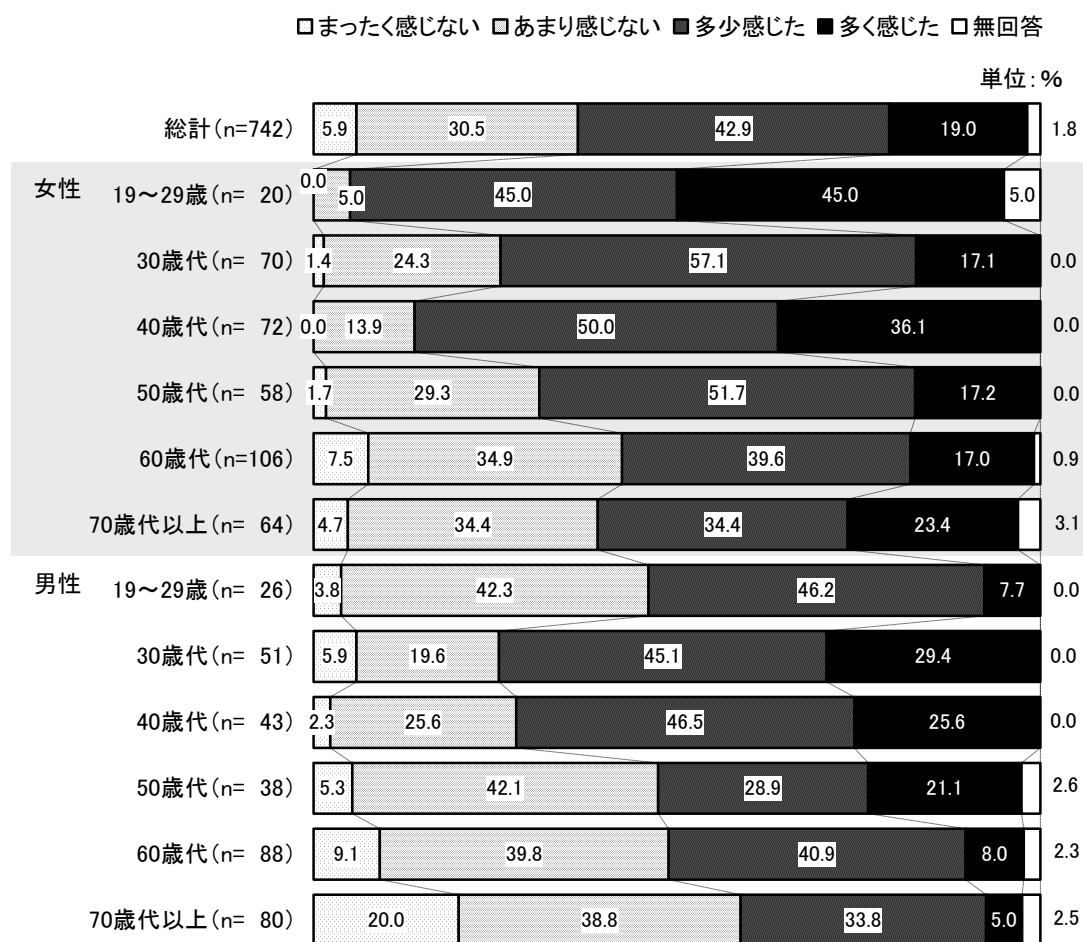
課題4 男女の生涯を通じた健康づくりの支援

疾病や悩み、ストレスなど、市民の健康に影響を及ぼす要因は、性別や年代によって大きく異なります。特に女性は、思春期、妊娠・出産・子育て期、更年期、高齢期等において特有の健康上の問題が生じることが多く、男性とは異なる配慮が求められます。

このような中、本市では、これまでも性差に配慮した健康情報の収集・提供、健康診査、相談業務などを実施してきました。

今後も男女共同参画の視点を踏まえ、性差や年代に応じた健康づくりを支援します。

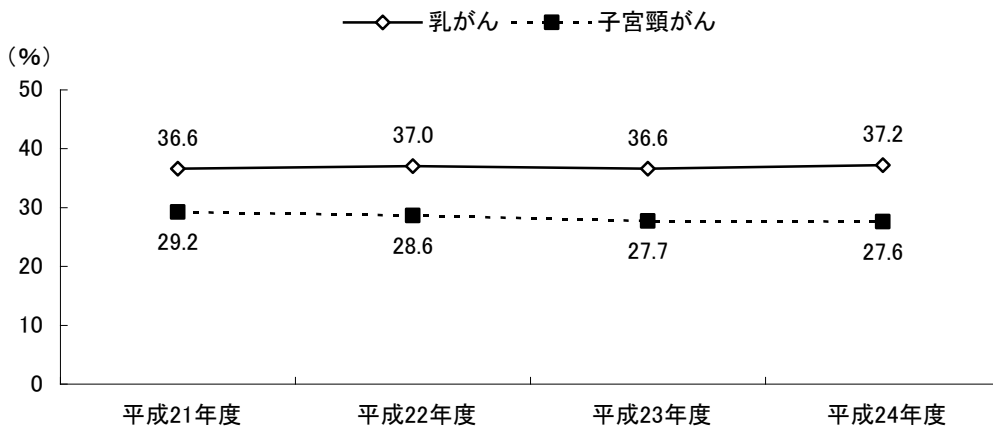
《不安、悩み、ストレスの有無》



問：あなたは、この1か月間に、不安、悩み、ストレスなどを感じましたか。

■「健康よつかいどう 21 プラン」中間評価のための市民意識調査（平成 23 年度）より作成

《女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）検診の受診率》

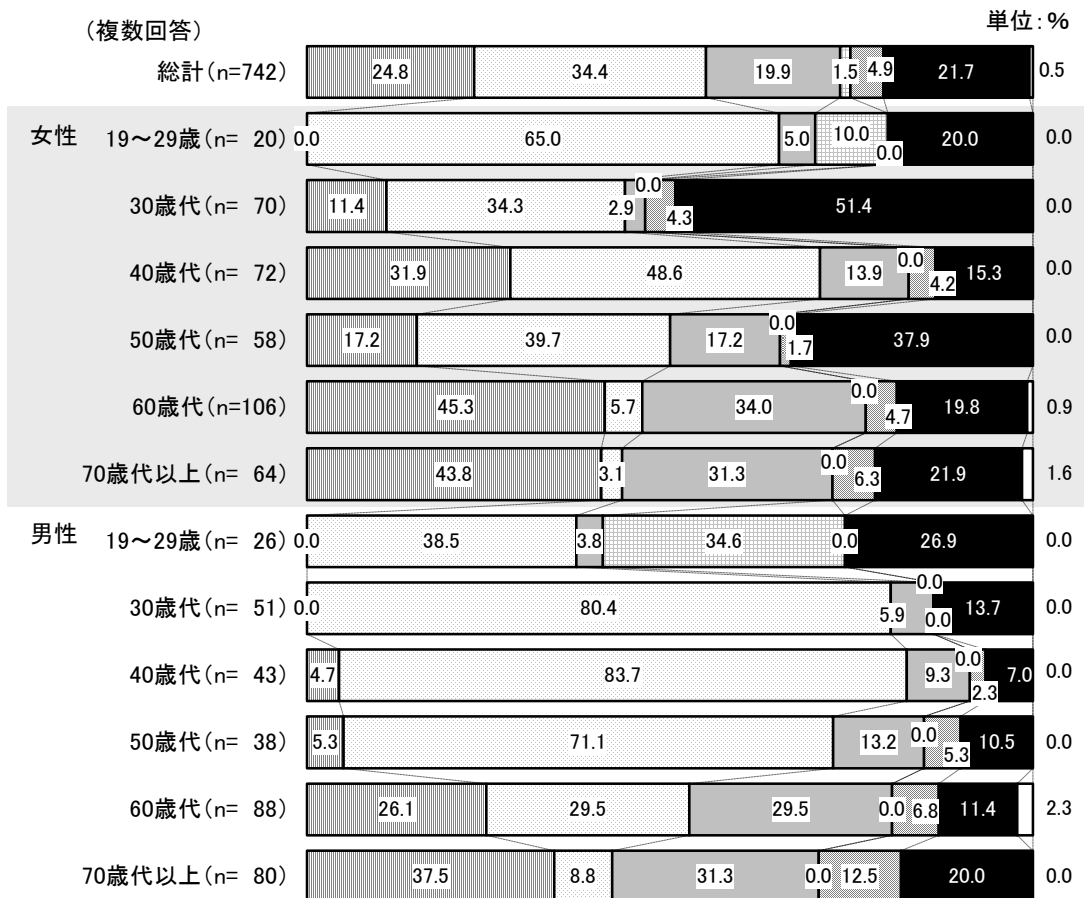


※乳がん：30歳以上。子宮頸がん：20歳以上。
 ※子宮頸がん検診の受診率は国の算出基準による。

■市資料より作成

《1年間の健康診査・健康診断の受診状況》

市で実施する健康診査 職場で実施する健康診断 個人で受ける健康診査
 学校で実施する健康診断 その他で受けた 受けていない
 無回答



問：あなたは、この1年間に健康診査（がん検診を除く）・健康診断を受けましたか。

■「健康よっかいどう 21 プラン」中間評価のための市民意識調査（平成23年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	健康づくりに対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	23.2% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに増加する	【H33年度】 調査ごとに増加する
b	乳がん検診の受診率	37.2% H24年度末現在	【H30年度】 50.0%	
c	子宮頸がん検診の受診率	27.6% H24年度末現在	【H30年度】 50.0%	

●施策の方向 (1)男女共同参画の視点に立った健康支援

女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、父母が協力して子育てができるよう支援します。また、性差や年代に応じた心と体の健康づくりに取り組むとともに、性や健康に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

基本的施策 ①妊娠・出産・子育て期の母子の支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
51	パパママルームの開催	これから親になる男女が学習する講座等を開催します。	健康増進課	関連事業
52	妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実	母子健康手帳交付、子育て電話相談、妊婦・乳幼児健康診査、家庭訪問等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てに関する相談ができる体制を整備します。	健康増進課	関連事業

基本的施策 ②性差に配慮した健康支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
53	健康教育、健康相談の充実	健康教育、健康相談の実施において、性差に配慮するとともに、年代や個々に応じたきめ細かな相談の対応に努めます。	健康増進課	関連事業
54	性差医療※(34ページ参照)に関する情報の収集・提供	性差医療、相談等に関する情報の収集と提供を行います。	健康増進課	関連事業
55	心の健康づくりの推進	性差、年代など個々に応じたストレスや心の不安等を解消するため、情報提供や相談の場の確保に努めます。	健康増進課 指導課	関連事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
56	受けやすい健診体制の確立	受診者の利便性を考慮するとともに、性差に配慮した健康診査を実施します。	健康増進課	関連事業
57	喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	健康への影響について、男女ともに正しい知識を身につけてもらうとともに、母体への影響について啓発活動を行います。学校においては、薬物乱用(非行)防止教室を開催し、児童生徒への適切な指導を行います。	健康増進課 学務課	関連事業
58	性に関する正しい理解の推進	エイズ・性感染症をはじめとする性に関する情報の提供を行います。	健康増進課	関連事業
59	思春期保健事業の推進	思春期の中高生を対象として、性に関する正しい知識と理解を深める啓発事業等を開催します。	健康増進課	関連事業

※ 性差医療

女性と男性では身体のしくみの違いから、発生しやすい病気や薬の効き方が異なる場合があります。このような女性と男性で異なる身体のしくみに考慮して行う医療のことを性差医療といいます。

課題5 DV等の暴力の根絶

DV、セクシュアル・ハラスメント※、ストーカー行為、性犯罪などの暴力は市民一人ひとりの身近で起こりうるものであり、深刻に受け止めるべき課題です。

また、被害者の多くが女性であることから、男女共同参画社会を実現する上でも緊急的な対応が求められます。

このため、このような男女間の暴力を防止するための取り組みや被害者への対応を充実することにより、暴力を容認しない環境づくりを進めます。

なお、本計画におけるDVに関する施策を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけるとともに、DV防止と被害者支援の取り組みを強化します。

**** 本計画ではDV（ドメスティック・バイオレンス）を次のように定義します ****

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」のことを指しますが、その中には、高校生や大学生などの若年層における恋人など親密な関係にある相手からの暴力（デートDV）を含むものとします。

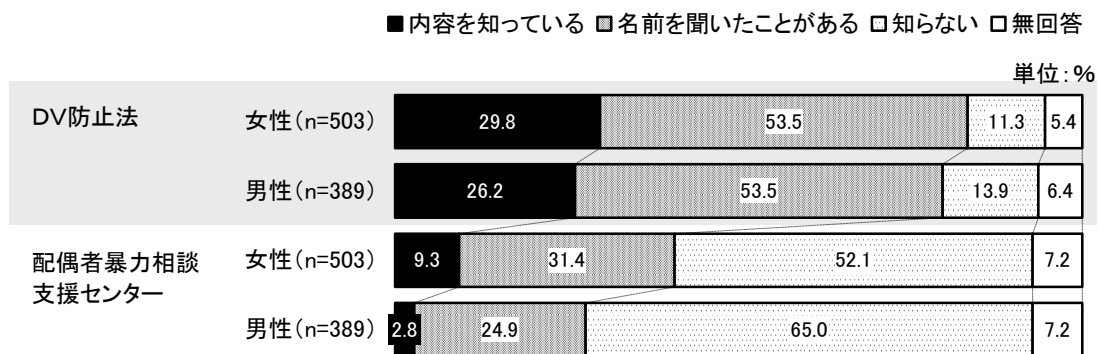
DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」とは…

- 配偶者：婚姻の相手、事実上婚姻関係と同様の事情にある相手、生活の本拠をともにする交際相手。
- 暴力：身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力等を含みます）。
※離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

※ セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。（内閣府 男女共同参画関連用語集より）

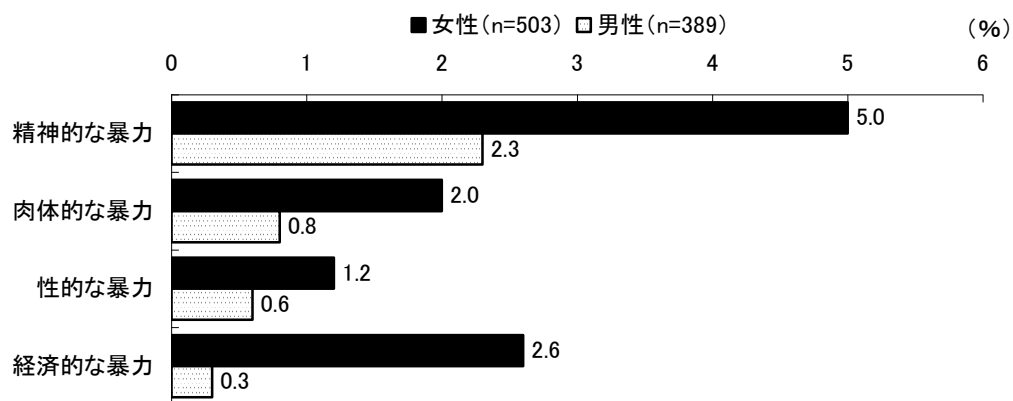
《DVに関する法律やことばの認知度》



※DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

《DVの被害経験》



※「頻繁に受けている」＋「何度か経験がある」の値を計上。

※精神的な暴力：無視する、なじる、おとしめる、おどす、嫌がらせをする、つきまとう、行動や交友関係等を監視したり、禁止する等

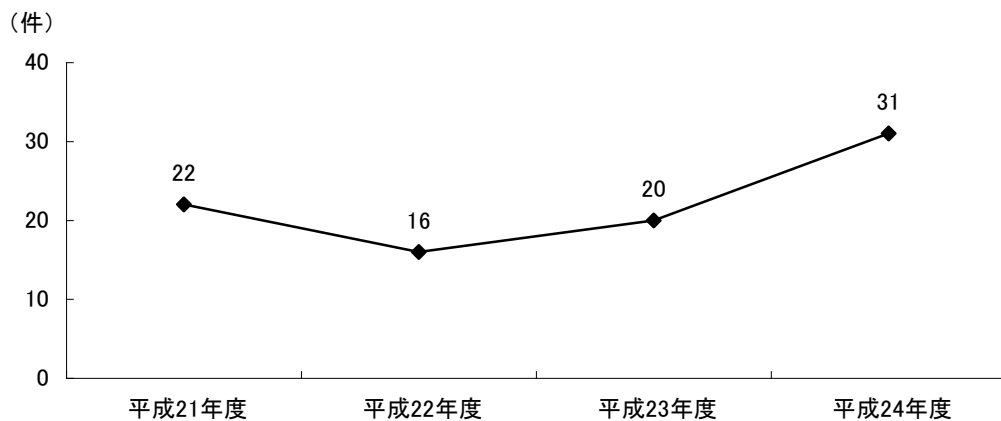
肉体的な暴力：殴る、蹴る、ものを壊す等

性的な暴力：望まない性行為の強要、避妊への非協力等

経済的な暴力：共同生活に必要な費用を出さない、借金の返済を押しつける等

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

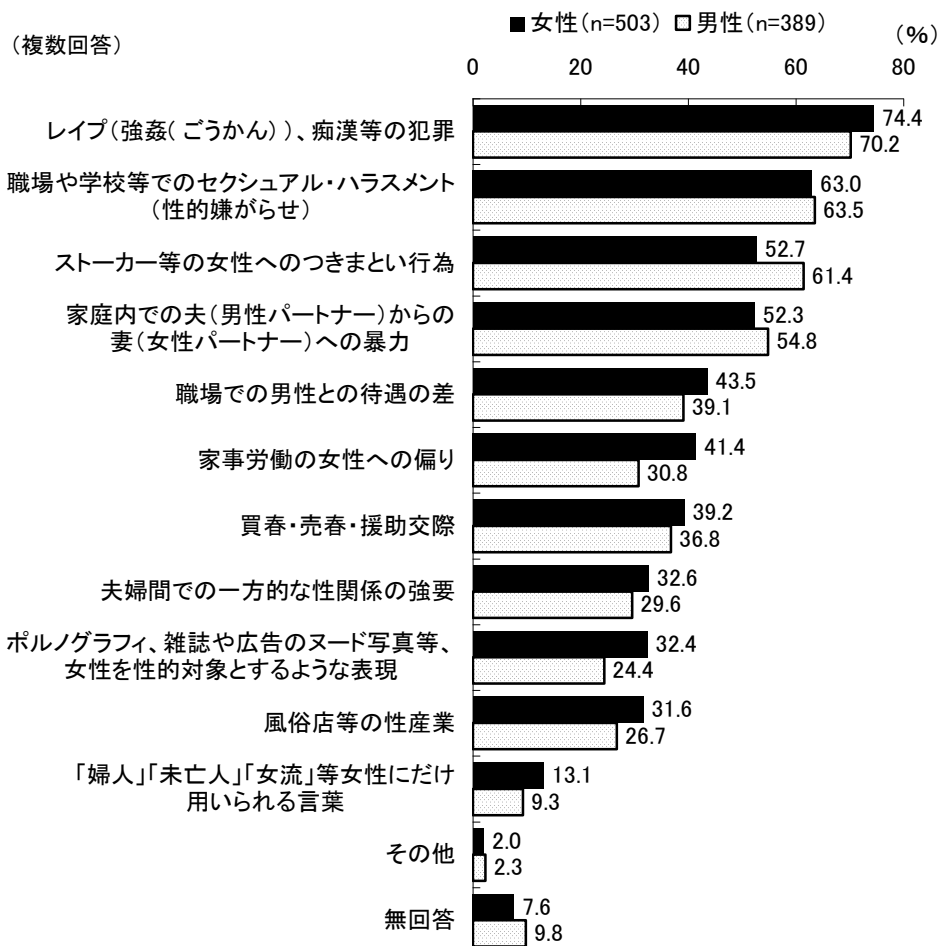
《四街道市のDV相談件数》



※男性被害者からの相談は、平成24年度に1件。

■市資料より作成

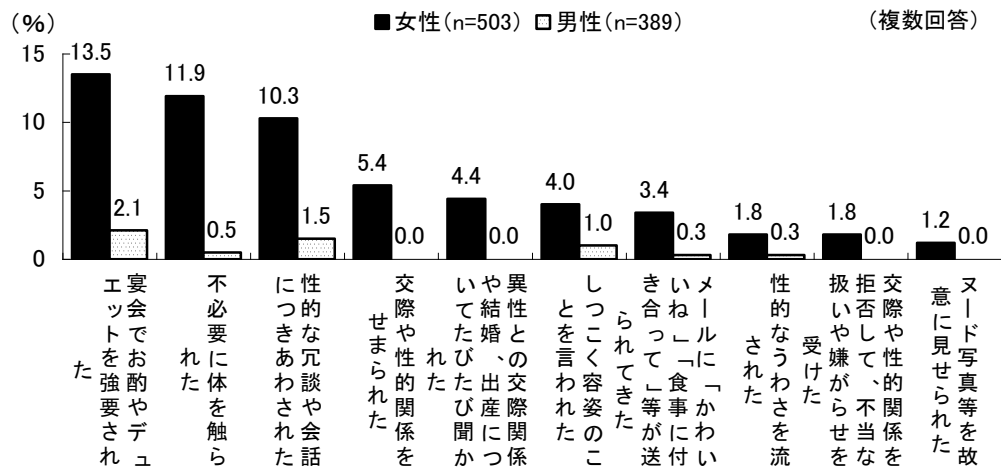
《女性の人権が侵害されていると感じること》



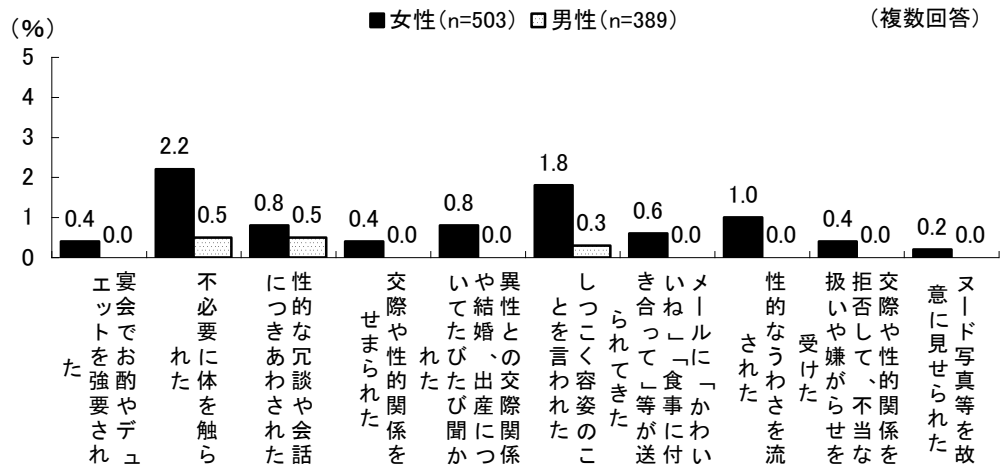
■四街道市男女共同参画市民意識調査(平成24年度)より作成

《セクシュアル・ハラスメントの被害経験》

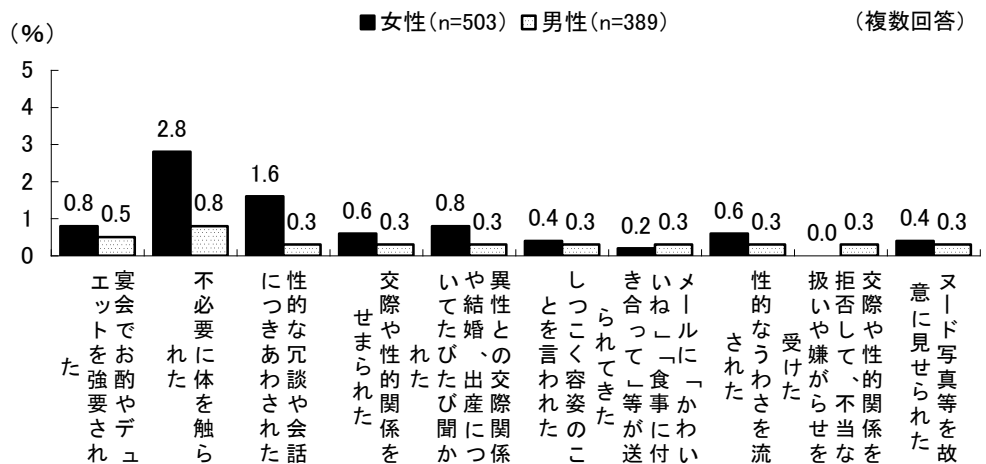
職場



学校



地域活動の場



※これまでに、職場、学校、地域それぞれの場面において、不快・苦痛な思いを受けた経験を調査したもの。

■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	DVが人権侵害であると認識する人の割合	53.4% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 100%に限り なく近づける	【H32年度】 100%に限り なく近づける
b	DVの被害経験（精神的、肉体的、性的）があると回答した女性の割合	精神的暴力：5.0% 肉体的暴力：2.0% 性的暴力：1.2% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 調査ごとに 減少する	【H32年度】 調査ごとに 減少する
c	セクシュアル・ハラスメントの被害経験（職場、学校、地域）があると回答した女性の割合	職場で：25.0% 学校で：4.6% 地域で：4.6% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 調査ごとに 減少する	【H32年度】 調査ごとに 減少する

●施策の方向 (1) DV防止と被害者支援（DV防止計画）

広く市民に対してDVに関する情報提供や啓発活動を行うことによりDVの発生を未然に防ぐとともに、被害を潜在化させないよう努めます。また、庁内の連絡体制や関係機関との連携を図ることにより被害者の早期発見、早期対応に努めながら、相談から生活再建まで一貫した切れ目のない被害者支援体制の構築を図ります。

基本的施策 ①DVを許さない社会づくりへの広報啓発の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
60	DV防止に関する広報・啓発	DV防止に関する情報等について、市のあらゆるメディアを活用して発信します。	政策推進課 家庭支援課	主目的 事業
61	DV等に関する相談窓口の周知	県の配偶者暴力相談支援センターや市の相談窓口等について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	政策推進課 家庭支援課	主目的 事業

基本的施策 ②相談体制の充実

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
62	安心して相談できる体制づくり	ケースワーカー及び婦人相談員による、安心して相談を受けられる環境を整えます。なお、外国人や高齢者、障害のある人のDV被害についても適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。	家庭支援課	主目的 事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
63	DV被害の早期発見体制の充実	「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」の活動を通じ、DV被害の早期発見への協力依頼や相談・支援の情報提供を行います。	家庭支援課	主目的事業
64	DV被害者に接する職員の研修機会の確保	DV被害者に接する職員に対して、被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、研修機会を確保し、相談を受ける職員の資質を向上します。	家庭支援課	主目的事業
65	配偶者暴力相談支援センター設置に向けた機能の整備	DV相談への対応の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センター設置に向け、機能を整備します。	家庭支援課	主目的事業
66	ケースに応じた相談・支援施策の研究	男性相談窓口やDV加害者対策などの施策について、調査・研究を行います。	家庭支援課	主目的事業

基本的施策 ③DV被害者保護及び生活再建支援の充実

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
67	緊急保護を求めるDV被害者等への支援	関係機関との連携を図り、被害者及びその子どもに適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	家庭支援課	主目的事業
68	被害者の生活再建に向けた支援の実施	就労等の生活再建に必要な情報の提供や、同伴する子どもに必要な支援を行います。	家庭支援課	主目的事業

基本的施策 ④関係機関との連携強化

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
69	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の活動充実	地域における連携体制を強化させるため、各部会の活動を充実します。	家庭支援課 政策推進課	主目的事業
70	庁内連携体制の強化	情報の共有及び対応の統一化を図るため、庁内連携体制を強化します。	家庭支援課	主目的事業
71	民生・児童委員に対する研修の推進	地域に密着した活動を行っている民生・児童委員が研修を通じてDV等に関する理解を深められるよう支援します。	福祉政策課	関連事業

●施策の方向 (2)セクシュアル・ハラスメント等の暴力や性犯罪の防止

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力防止に向けた情報提供や啓発活動を行います。また、性犯罪の防止に向け防犯灯の整備や防犯パトロールを強化し、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、性を商品化する有害情報を排除し、地域の環境浄化に努めます。

基本的施策 ①セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
72	セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力防止に関する意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。	政策推進課 家庭支援課	主目的事業

基本的施策 ②性犯罪に対する安全対策の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
73	防犯灯・街路灯の増設	防犯灯・街路灯を新增設し、だれもが、安心して外出できる環境づくりを推進します。	自治振興課	関連事業
74	防犯パトロールの強化	だれもが安心して暮らせるよう、自治会等と連携のもと、防犯パトロールの強化に取り組みます。	自治振興課	関連事業
75	性犯罪を誘発する有害情報等の排除の実施	市内の巡回活動において、性の商品化を容認するような有害ビラや看板等の監視を行い、必要に応じて撤去等の措置を講じます。	青少年育成センター	関連事業

第3章 計画の推進

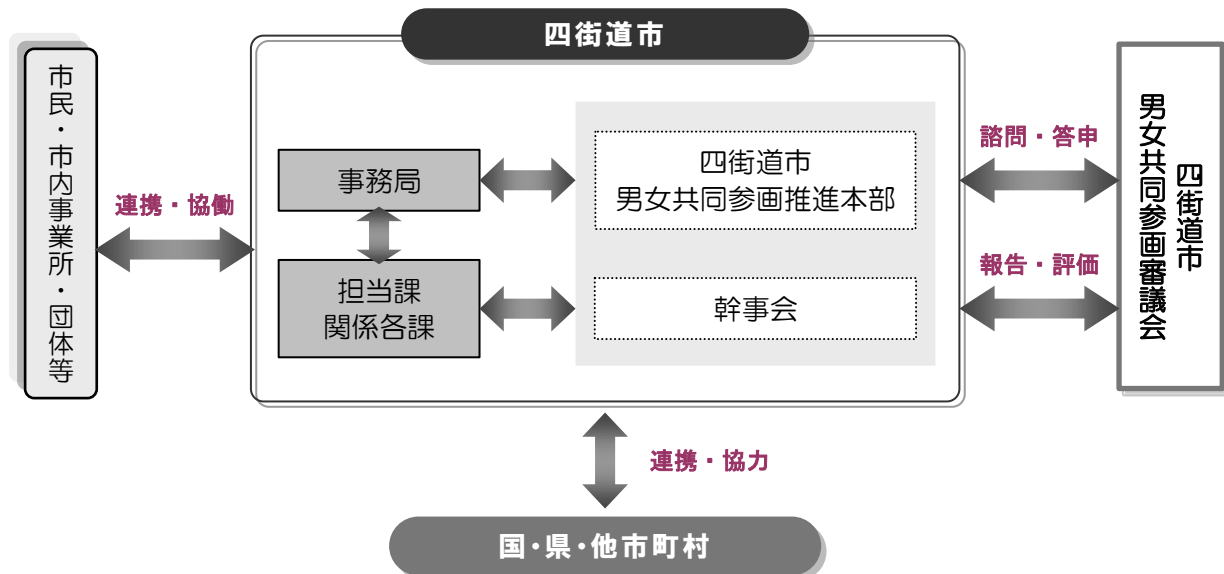
男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

本市がめざす男女共同参画社会を実現するためには、本計画に設定した5つの課題の取り組みを効果的かつ着実に推進していく必要があります。

推進にあたっては、行政だけでなく、事業所や団体、そして、市民一人ひとりがそれぞれの立場で計画の趣旨を理解し、相互に連携しながら、積極的な取り組みを進めることが重要です。

このため、本計画の推進主体である市が率先して男女共同参画社会の形成を推進するとともに、計画を効果的に実行するための体制を強化します。

《四街道市の男女共同参画推進体制》



【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	男女共同参画に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	7.9% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに増加する	【H33年度】 調査ごとに増加する
b	課長相当職以上に占める女性の割合	3.6% H25年4月1日現在	【H34年4月1日現在】 5.0%	
c	男性職員の育児休暇等の取得率	7.1% H24年度	【H33年度】 55.0%	
d	市職員の性別介護休暇取得状況	女性：0人 男性：0人 H24年度	【H33年度】 女性、男性ともに取得を希望する人が取得できる	
e	男女共同参画に関する職員・教員等研修の参加者数	職員51人 教員等25人 H24年度	【H33年度】 参加者数が増加する	
f	男女共同参画に関する職員・教員等研修の研修目的の達成度	職員：68% 教員等：85% H24年度	【H33年度】 研修の目的に沿った評価をした人の割合が年々増加する	

●施策の方向 (1)市における男女共同参画の推進

職員一人ひとりが男女共同参画の視点をもって職務にあたることのできるよう、研修や啓発を通じてさらなる意識の向上を図ります。また、女性職員の管理職への登用の推進や、ワーク・ライフ・バランスの実現、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、着実に取り組みます。

基本的施策 ①男女共同参画に関する市職員・教員等のさらなる意識の向上

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
76	市職員への意識啓発の実施	男女共同参画の意識を持って職務にあたることのできるよう、研修の実施や情報提供などにより、市職員への意識啓発を行います。	人事課 政策推進課	主目的事業
77	教員等への意識啓発の実施	性別にとらわれず、児童・生徒の個性を育む指導ができるよう、研修の実施や情報提供などにより、教員等への意識啓発を行います。	指導課	主目的事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
78	教員等の職務分担における固定化された性別役割分担の解消	性別にかかわらず、適材適所、能力開発の視点による教員等の職務分担を推進します。	学務課	関連事業

基本的施策 ②市女性職員の管理職への登用の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
79	能力向上、意識向上のための各種研修への女性職員の参加促進	各種研修への女性職員の参加を促進し、行政能力の向上に努めます。	人事課	関連事業
80	女性管理職の育成・登用	女性管理職職員の育成・登用の推進に努めます。	人事課	主目的事業

基本的施策 ③市職員の仕事と生活の両立の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
81	市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ノー残業デーの普及や年次有給休暇の取得の促進に努めるなど、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、市職員への意識啓発を行います。	人事課 政策推進課	主目的事業
82	市職員への育児・介護休業制度活用の普及・啓発	育児・介護休業制度が男女職員ともに偏りなく活用できるよう周知するとともにその定着を推進します。	人事課	主目的事業

基本的施策 ④市職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント対策の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
83	セクシュアル・ハラスメントに係る市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた市職員への研修を実施します。	人事課	主目的事業
84	セクシュアル・ハラスメントに係る市職員からの相談の実施	市職員からのセクシュアル・ハラスメント相談に対応します。	人事課	主目的事業

●施策の方向 (2) 計画の推進体制の強化

庁内組織及び審議会の充実や、市民との協働活動の推進を図ることにより、計画の推進体制を強化します。また、国・県との連携のもと、市のみでは円滑に進めることが困難な課題の解決に取り組むとともに、他市町村との情報交換等を行いながら、効果的な施策を展開します。

基本的施策 ①市の推進体制の強化

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
85	男女共同参画推進本部の充実	幹事会を含め検討内容等の充実に努め、男女共同参画推進本部の機能強化を図ります。また、研修機会を設け、委員等のさらなる資質向上を図ります。	政策推進課	主目的事業
86	男女共同参画審議会への開催	男女共同参画審議会への出席をしやすくするため、曜日や時間、場所等に配慮した開催に努めます。	政策推進課	主目的事業

基本的施策 ②国・県・他市町村との連携

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
87	国・県との連携	国・県との連携を密にし、協力して課題解決に取り組みます。	政策推進課	主目的事業
88	他市町村との連携	ちば男女共同参画行政担当者連絡会議等において、他市町村との連絡を密にし、施策の推進に取り組みます。	政策推進課	主目的事業

基本的施策 ③市民との協働活動の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
89	市民参加による男女共同参画推進の拡充	男女共同参画フォーラム実行委員会等について一層の市民参加を推進します。	政策推進課	主目的事業

●施策の方向 (3) 計画の成果を挙げる進行管理

計画の成果を着実に挙げるため、適切な進行管理を行います。また、取り組みに対する評価を行うとともに、それらの結果を広く市民に公表します。さらに、市民や市職員を対象に定期的な実態調査を行い、男女共同参画に対する意識やニーズ、計画推進の成果などの的確な把握に努めます。

基本的施策 ①効果的な進行管理の実施

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
90	男女共同参画推進計画の進行管理の実施	計画事業について、適正な進行管理、事業評価を行います。また、進捗状況等をわかりやすく公表します。	政策推進課	主目的事業
91	市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市民意識調査を実施します。	政策推進課	主目的事業
92	市職員の意識調査の実施	市職員の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市職員意識調査を実施します。	政策推進課	主目的事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
93	事業所意識調査の実施の検討	事業所の男女共同参画に関する意識の実態を調査するための意識調査の実施に向けた検討を行います。	政策推進課	主目的事業

指標一覽

指標一覧

課題	成果指標	基準値	目標値・目標状態	
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	a	女性 13.3% 男性 27.2% H24年度男女共同参画 市民意識調査	<u>【H29年度】</u> 女性 21.0% 男性 32.0%	<u>【H32年度】</u> 女性 22.0% 男性 33.0%
	b	女性 33.6% 男性 50.4% H24年度男女共同参画 市民意識調査	<u>【H29年度】</u> 女性 43.0% 男性 57.0%	<u>【H32年度】</u> 女性 44.0% 男性 58.0%
	c	女性 11.7% 男性 15.7% H24年度男女共同参画 市民意識調査	<u>【H29年度】</u> 女性 18.0% 男性 28.0%	<u>【H32年度】</u> 女性 19.0% 男性 29.0%
	d	女性 19.7% 男性 26.7% H24年度男女共同参画 市民意識調査	<u>【H29年度】</u> 女性 27.0% 男性 34.0%	<u>【H32年度】</u> 女性 28.0% 男性 35.0%
	e	女性 61.0% 男性 72.5% H24年度男女共同参画 市民意識調査	<u>【H29年度】</u> 女性 69.0% 男性 76.0%	<u>【H32年度】</u> 女性 71.0% 男性 78.0%
2. あらゆる分野における男女共同参画の実現	a	28.8% H24年度末現在	<u>【H27年度】</u> 30.0%	<u>【H30年度】</u> 35.0%
	b	14.3% H24年度末現在	<u>【H33年度】</u> 年々減少しゼロに近づける	
	c	14戸 H24年度末現在	<u>【H33年度】</u> 年々増加する (年1戸以上増加する)	
	d	1回 H24年度	<u>【H33年度】</u> 年1回以上実施する	
	e	8人 H25年4月1日現在	<u>【H34年4月1日現在】</u> 10人	

課題	成果指標	基準値	目標値・目標状態	
3. ワーク・ライフ・バランスの推進	a	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合 19.3% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 30.0%	【H32年度】 37.0%
	b	家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合 女性 80.8% 男性 69.9% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 女性 85.0% 男性 73.0%	【H32年度】 女性 87.0% 男性 76.0%
	c	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の担当が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合 女性 4.3% 男性 8.7% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 女性 5.0% 男性 9.0%	【H32年度】 女性 6.0% 男性 10.0%
	d	子ども家庭福祉に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合 16.2% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに増加する	【H33年度】 調査ごとに増加する
	e	保育所入所待機児童数 36人 H25年4月1日現在	【H31年4月1日現在】 0人	
4. 男女の生涯を通じた健康づくりの支援	a	健康づくりに対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合 23.2% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに増加する	【H33年度】 調査ごとに増加する
	b	乳がん検診の受診率 37.2% H24年度末現在	【H30年度】 50.0%	
	c	子宮頸がん検診の受診率 27.6% H24年度末現在	【H30年度】 50.0%	
5. DV等の暴力の根絶	a	DVが人権侵害であると認識する人の割合 53.4% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 100%に限りなく近づける	【H32年度】 100%に限りなく近づける
	b	DVの被害経験（精神的、肉体的、性的）があると回答した女性の割合 精神的暴力：5.0% 肉体的暴力：2.0% 性的暴力：1.2% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 調査ごとに減少する	【H32年度】 調査ごとに減少する
	c	セクシュアル・ハラスメントの被害経験（職場、学校、地域）があると回答した女性の割合 職場で：25.0% 学校で：4.6% 地域で：4.6% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 調査ごとに減少する	【H32年度】 調査ごとに減少する

計画の推進	成果指標	基準値	目標値・目標状態	
男女共同参画 社会の形成に 取り組む体制 の強化	a	男女共同参画に対する取り組み に「満足している」と回答した 人の割合 7.9% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに 増加する	【H33年度】 調査ごとに 増加する
	b	課長相当職以上に占める女性の 割合 3.6% H25年4月1日現在	【H34年4月1日現在】 5.0%	
	c	男性職員の育児休暇等の取得率 7.1% H24年度	【H33年度】 55.0%	
	d	市職員の性別介護休暇取得状況 女性：0人 男性：0人 H24年度	【H33年度】 女性、男性ともに取得を希望 する人が取得できる	
	e	男女共同参画に関する職員・教 員等研修の参加者数 職員 51人 教員等 25人 H24年度	【H33年度】 参加者数が増加する	
	f	男女共同参画に関する職員・教 員等研修の研修目的の達成度 職員：68% 教員等：85% H24年度	【H33年度】 研修の目的に沿った評価をした 人の割合が年々増加する	

推移確認データ（年次）

委員会、団体等委員の女性比率の推移を毎年把握し、その実態から、社会のあらゆる分野で女性、男性がともに対等な立場で参画していけるよう、働きかけを行います。

■各委員会・団体等委員の女性比率（平成24年度末現在）

No	名称	総委員数	うち女性委員数	女性委員の割合	
1	教育委員	5人	1人	20.0%	
2	選挙管理委員	4人	2人	50.0%	
3	農業委員	20人	1人	5.0%	
4	小学校 (校長・教頭・主任)	校長	12人	2人	16.7%
		教頭	12人	1人	8.3%
		教務主任	12人	1人	8.3%
		研究主任	12人	10人	83.3%
5	中学校 (校長・教頭・主任)	校長	5人	0人	0.0%
		教頭	5人	0人	0.0%
		教務主任	5人	0人	0.0%
		研究主任	5人	2人	40.0%
6	自治会長	82人	1人	1.2%	
7	シニアクラブ会長	55人	2人	3.6%	
8	子ども会育成会長	33人	32人	97.0%	
9	PTA役員	会長	16人	6人	37.5%
		副会長	51人	38人	74.5%